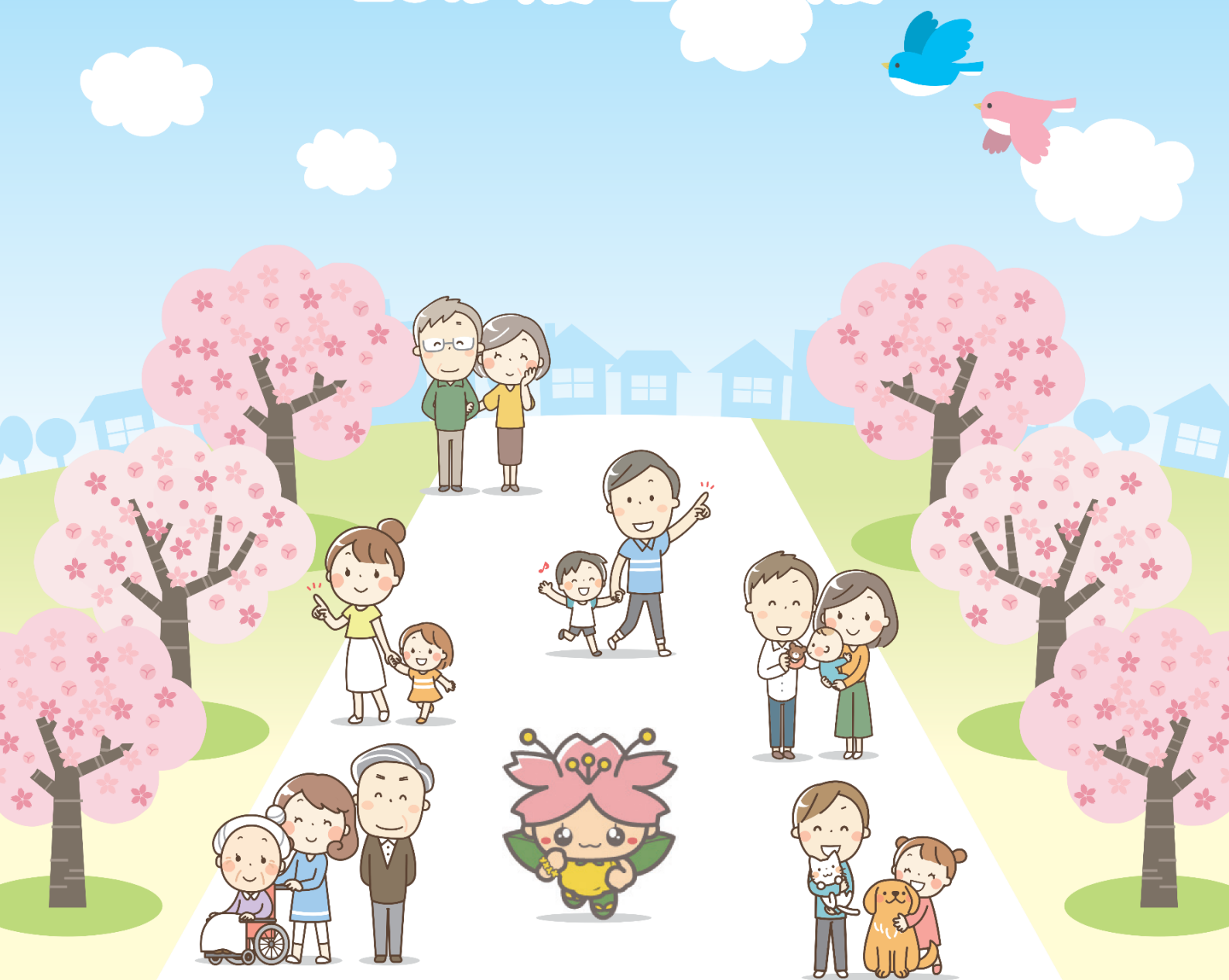


第1期

# 柴田町地域福祉計画

2019年度~2023年度



2019年3月

柴田町



## ■計画策定にあたって

近年、少子高齢化や核家族化の進展、またライフスタイルの多様化などにより、家庭や地域でともに助け・支え合う意識が希薄になっています。このような背景により、地域における福祉ニーズも複雑化・多様化し、公的な福祉サービスだけでは解決が難しい状況となっており、このため支援を必要とする人々を地域で支える仕組みづくりがますます重要となっています。

社会福祉法の基本理念の一つに「地域福祉の推進」が掲げられており、平成30年4月に施行された改正社会福祉法において、地域における住民の多様で複合的な生活課題に対して地域全体で解決が図られる地域づくりが規定され、また、「地域福祉計画」は福祉分野の上位計画として位置付けられました。

これを受けて、本町では、住民の誰もが地域において役割を持ち、身近な生活課題を他人事ではなく我が事として捉え「ともに支え合い、誰もが安心して暮らせるまち」を基本理念とした柴田町地域福祉計画を策定いたしました。

地域福祉の推進にあっては、町民や関係者の地域づくりや地域福祉に関する活動への積極的なご参画をお願いするとともに、各施策の推進に対するより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

本計画の策定にあたり、ご審議をいただきました地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケートやワークショップ（住民座談会）およびヒアリング調査等にご協力いただきました町民の皆様、関係機関・各種団体に心より感謝申し上げます。

平成31年3月

柴田町長 滝 口 茂



# 目次

<b>第1章 計画策定にあたって</b> .....	<b>1</b>
1 計画の趣旨 .....	1
2 計画の位置付け .....	3
3 計画の期間 .....	4
4 計画の策定体制 .....	5
<b>第2章 柴田町の現況</b> .....	<b>7</b>
1 人口と世帯の状況 .....	7
2 高齢者（要支援・要介護認定者）の状況 .....	11
3 障がい者の状況 .....	13
4 子どもの状況 .....	17
5 生活保護受給者の状況 .....	20
6 地域資源の状況 .....	21
7 アンケート調査からみる現状 .....	22
8 地域福祉推進のための調査からみる現状 .....	38
<b>第3章 計画の基本的な考え方</b> .....	<b>43</b>
1 基本理念 .....	43
2 基本目標 .....	44
3 計画の体系 .....	45
4 各福祉分野計画での取り組み .....	46
5 圏域の考え方 .....	48
<b>第4章 施策の展開</b> .....	<b>49</b>
1 地域福祉を担う人材づくり .....	50
2 みんなで支え合うまちづくり .....	56
3 安全安心に暮らせるしくみづくり .....	62
4 地域を支える基盤づくり .....	70

<b>第5章 計画の推進にあたって</b> .....	<b>79</b>
1 多様な協働による計画の推進 .....	79
2 計画の進行管理と評価 .....	81
3 計画の普及・啓発 .....	81
<b>第6章 成年後見利用促進基本計画</b> .....	<b>83</b>
1 計画の位置付け .....	83
2 施策の展開 .....	83
<b>資 料 編</b> .....	<b>85</b>
1 柴田町地域福祉計画策定委員会設置要綱 .....	85
2 柴田町地域福祉計画策定委員会委員名簿 .....	87
3 柴田町地域福祉計画策定の経過 .....	88
4 用語解説 .....	89

# 第1章 計画策定にあたって





# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画の趣旨

地域福祉とは、住民や公私の社会福祉関係者が互いに協力し、支え合いながら、地域における福祉課題の解決に取り組み、年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが自分らしく安心して暮らせるまちづくりを地域全体で進めていくことです。地域全体で協力して課題に取り組むことで、思いやりのところ、支え合いのところが育まれ、地域福祉を支える地域づくりにつながります。

しかしながら、近年、人口減少、少子高齢化の進展、核家族や単身世帯の増加、多様化するライフスタイル、地域におけるつながりの希薄化等、社会における地域課題は複雑化かつ複合化しています。

国では、このような社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、改革の取り組みが進められています。「社会福祉法」第4条第1項においても「地域福祉の推進」が明記され、地域福祉の推進主体と目的が明確に定められました。これにより、地域の住民が地域福祉の担い手として明確に位置付けられ、より一層の住民参加による柔軟な福祉の推進が求められています。

このようなことから、本町では、福祉サービスを必要としている方を支える「地域福祉の推進」の仕組みをつくり、計画的に取り組みを進めていくため、「第1期柴田町地域福祉計画（2019年度～2023年度）」を新たに策定することとなりました。

■（参考）社会福祉法（平成30年4月改正）※条文より抜粋

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

- 2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
  - 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

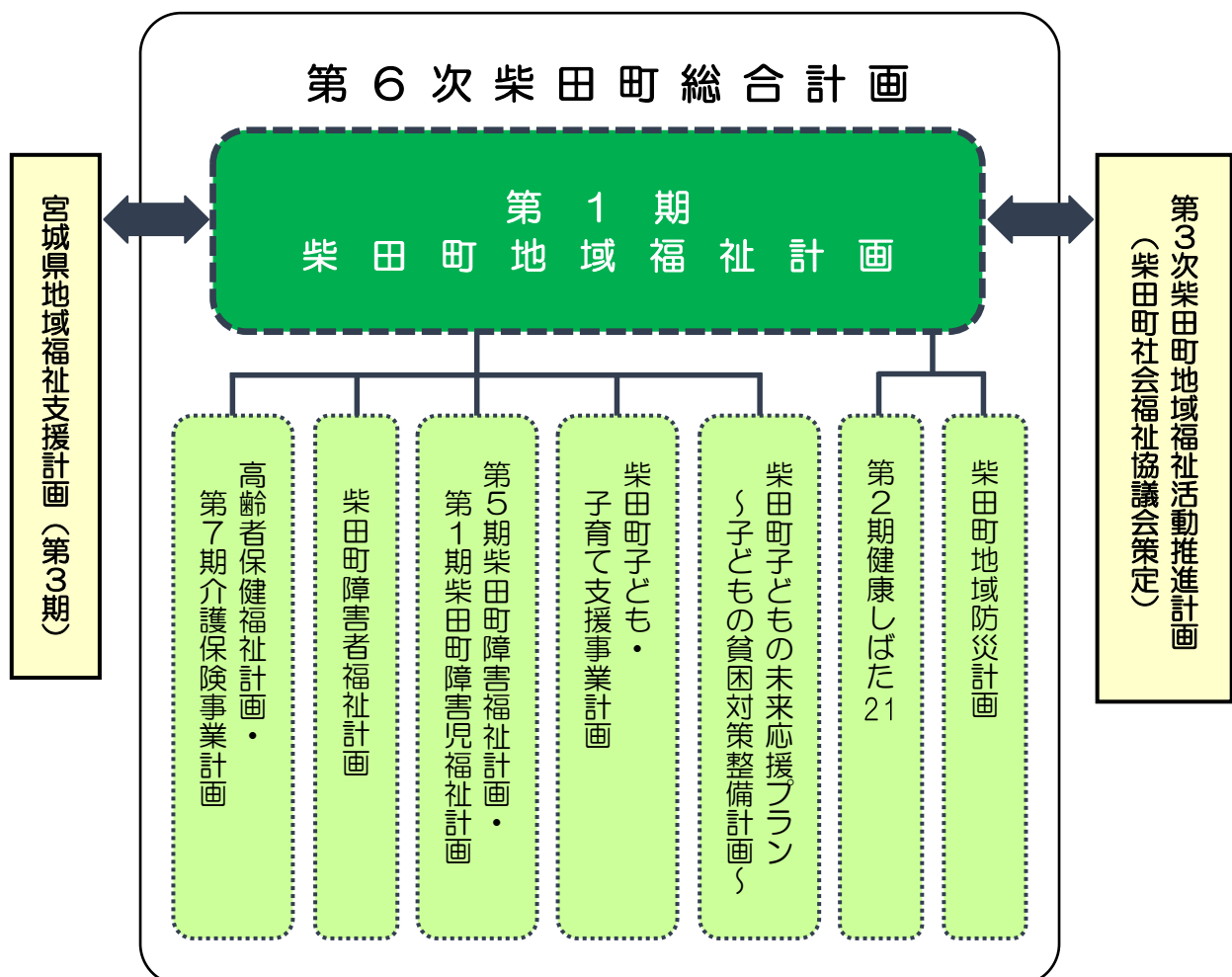
## 2 計画の位置付け

第1期柴田町地域福祉計画（以下、「本計画」といいます。）は、社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画で、本町の地域福祉のあり方や方向性、施策を示し、地域福祉を総合的に推進する計画です。

本計画は、「第6次柴田町総合計画」を上位計画とした地域福祉を推進する計画で、「高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」「柴田町障害者福祉計画」「第5期柴田町障害福祉計画・第1期柴田町障害児福祉計画」「柴田町子ども・子育て支援事業計画」「柴田町子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策整備計画～」 「第2期健康しばた21」「柴田町地域防災計画」等のその他の福祉関連計画と整合性を図るとともに、宮城県との連携しながら推進します。

また、本計画と住民活動・行動のあり方を定めた柴田町社会福祉協議会が策定する「柴田町地域福祉活動推進計画」は、地域福祉の方向性を互いに共有し、連携しながら推進します。

さらに、成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下、「成年後見制度利用促進基本計画」という）を本計画と一体的に策定し、地域福祉の取り組みと連携しながら計画的に推進することとします。



### 3 計画の期間

本計画は、2019年度から2023年度までの5年間の期間とします。なお、本計画は社会情勢や町の状況の変化等により、必要に応じて見直しを行うものとします。

計画名 \ 年度	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	
柴田町総合計画	第5次 (2011~)	第6次								
柴田町地域福祉計画		第1期					第2期 (~2028)			
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画		第7期		第8期			第9期			
柴田町障害者福祉計画		第2次 (2015~)		第3次						
柴田町障害福祉計画・ 柴田町障害児福祉計画		第5期		第6期			第7期			
		第1期		第2期			第3期			
柴田町子ども・ 子育て支援事業計画		第1期 (2015~)	第2期				第3期 (~2029)			
柴田町子どもの未来応援プラン ~子どもの貧困対策整備計画~		第1期				第2期 (~2027)				
健康しばた21		第2期 (2013~)				第3期 (~2032)				
柴田町地域防災計画		毎年検討・随時修正								

## 4 計画の策定体制

### (1) 柴田町地域福祉計画策定委員会

本計画を策定するにあたっては、専門的な知見や地域の視点による意見を反映させるため、学職経験者、福祉関係者、関係行政機関等で構成された「柴田町地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画内容について審議、検討を行いました。

### (2) 住民参加

本計画を策定するにあたっては、地域課題の抽出や資源の把握のため、アンケート調査、ヒアリング調査、ワークショップを実施しました。この結果から得られた住民や福祉関係者等の意見を計画に反映するよう努めました。

#### ①地域福祉活動調査（民生委員・児童委員調査）

地域福祉の重要な担い手である民生委員・児童委員を対象に、アンケート調査を実施しました。

調査期間	平成30年5月～6月
調査対象	民生委員・児童委員
調査方法	自記式質問紙による留め置き法
回収結果	配付数75件 有効回収数69件 有効回収率92.0%

#### ②地域福祉活動調査（地域役職員調査）

町内において地域福祉活動に関係する地域の役職員を対象にアンケート調査を実施しました。

調査期間	平成30年5月～6月
調査対象	①行政区長 ②いこいの日ボランティア代表者
調査方法	自記式質問紙による留め置き法
回収結果	配付数83件 有効回収数69件 有効回収率83.1%

### ③ヒアリング調査

地域における福祉活動の課題や展望等について把握するため、町内で地域活動を行う障がい者施設、高齢者施設、ボランティア団体等の福祉活動団体に対して、ヒアリング調査を実施しました。

実施期間	①平成30年8月9日（木） ②平成30年8月10日（金）
実施方法	地域課題等について、福祉活動団体へヒアリング調査を行いました。
対象団体数	①5団体 ②5団体

### ④ワークショップ（住民座談会）

住民の地域における福祉環境や福祉活動の課題等について意見・意向を把握するため、地域福祉活動調査の結果をもとに、ワークショップ（住民座談会）を実施しました。

実施期間	①船岡地区：平成30年8月6日（月） ②槻木地区：平成30年8月10日（金）
対象行政区	①1、2、3、4、5、6A、6B、7A、7B、8、9A、9B、10、11A、11B、11C、11D、12A、12B、28、29A、29B、29C、29D、30 ②13、14、15、16、17A、17B、18A、18B、19、20、21、22、23、24、25、26、27
実施方法	①船岡地区（柴田町地域福祉センター）と②槻木地区（槻木生涯学習センター）の2か所にて、ワークショップ形式で地域課題等について意見交換を行いました。
参加者数	①29名 ②14名

### ⑤パブリック・コメントの実施

本計画の策定にあたり、多くの町民からご意見をいただくため、パブリック・コメントを実施しました。

実施期間	平成31年1月24日（木）～2月22日（金）
実施方法	柴田町ホームページに掲載。 福祉課、槻木事務所、まちづくり推進センター、各生涯学習センター、各公民館、農村環境改善センターおよび柴田町図書館で閲覧。

## 第2章 柴田町の現況





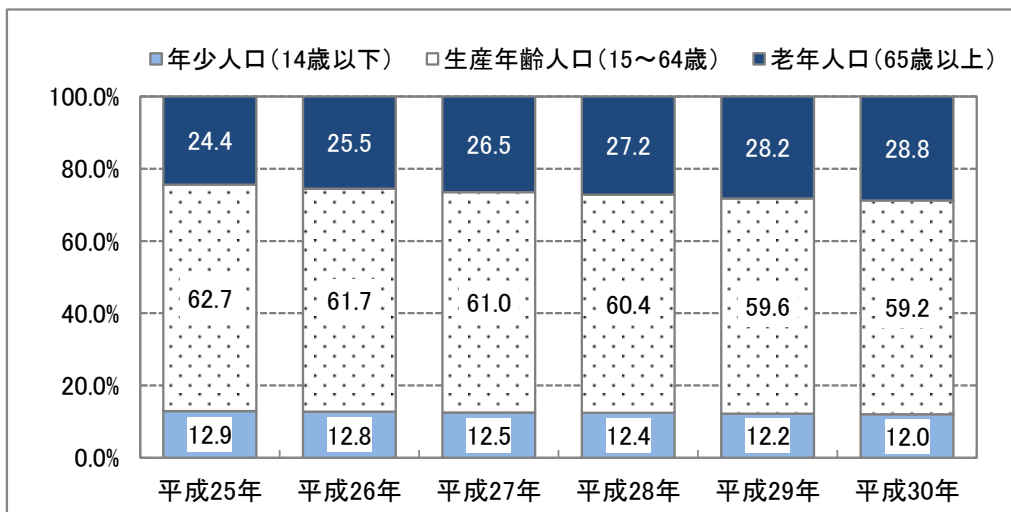
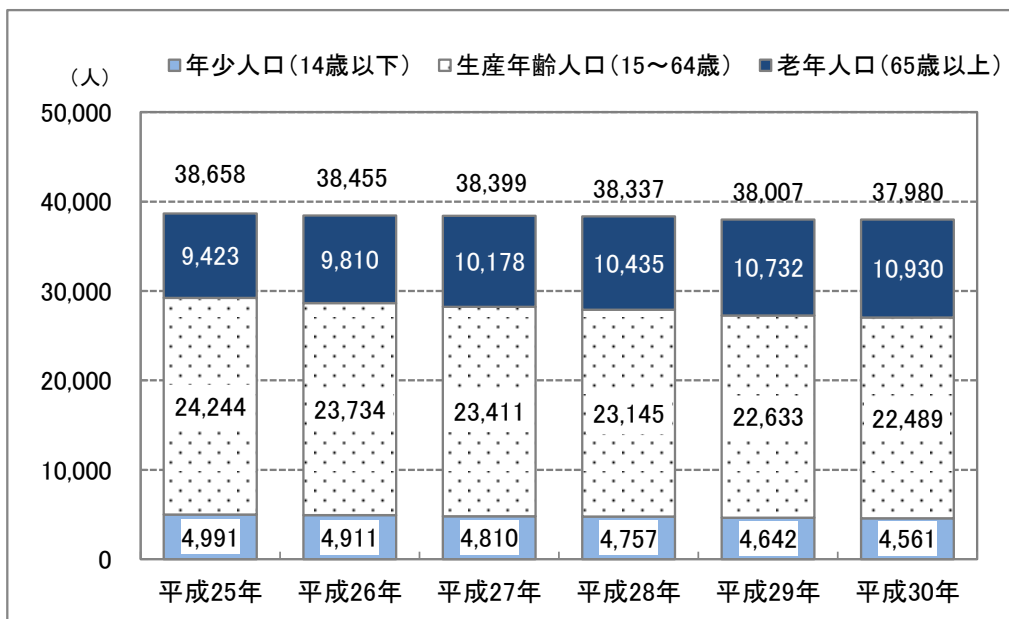
## 第2章 柴田町の現況

### 1 人口と世帯の状況

#### (1) 総人口と年齢3区分別人口

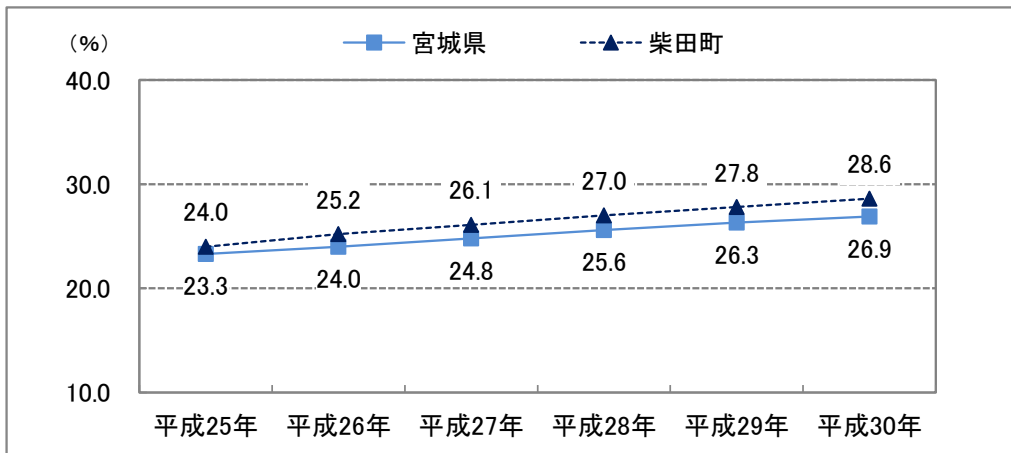
住民基本台帳による本町の総人口は、減少傾向で推移しており、平成30年には37,980人と、平成25年の38,658人より678人（1.8%）減少となっています。

年齢3区分別では、年少人口と生産年齢人口は減少し続けていますが、老年人口は増加傾向となっており、構成比をみると、老年人口割合（高齢化率）は平成30年では28.8%と平成25年を4.4ポイント上回り、年少人口割合は0.9ポイント減（12.0%）、生産年齢人口割合は3.5ポイント減（59.2%）と、少子高齢化が進行していることがうかがえます。



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

高齢化率を宮城県平均と比較すると、本町は経年、県よりやや高い状況で推移しており、平成30年は28.6%と県を1.7ポイント上回っています。

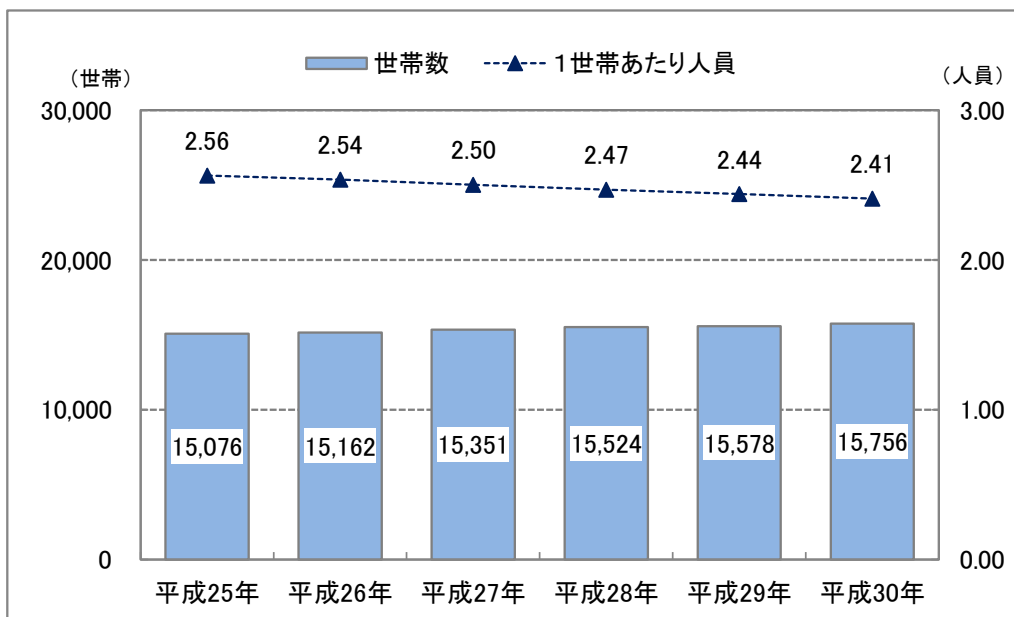


資料：宮城県高齢者人口調査（各年3月末現在）

## （2）世帯の状況

### ①世帯数と1世帯あたり人員

世帯数は、平成30年で15,756世帯と、平成25年の15,076世帯から680世帯（4.5%）増加していますが、1世帯あたりの人数は2.41人と年々減少し、核家族化の進行がうかがえます。



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

## ②高齢者と子どもがいる世帯の状況

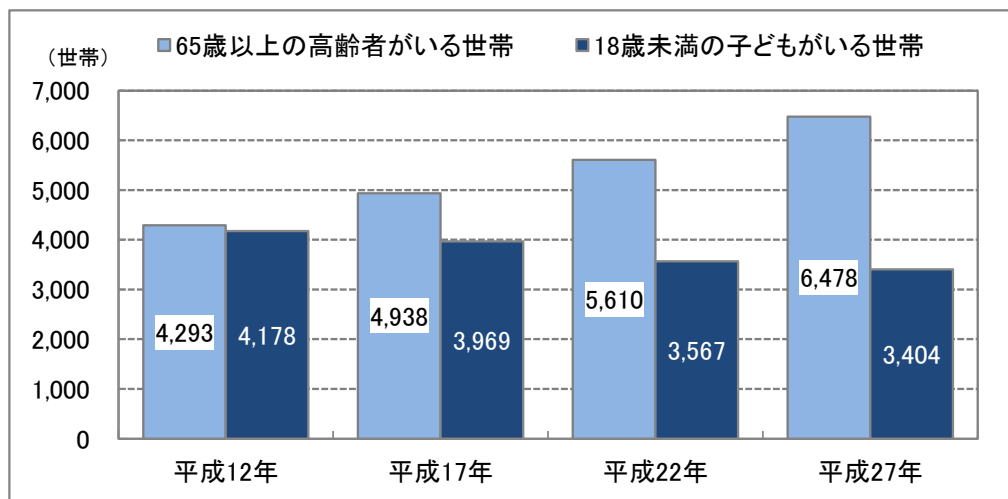
65歳以上の高齢者がいる世帯は増加傾向で、平成27年には6,478世帯と平成12年より2,185世帯増となっています。うち、単独世帯は平成12年より593世帯増の1,098世帯、高齢夫婦のみ世帯は808世帯増の1,469世帯となっています。

一方で、18歳未満の子どもがいる世帯は減少傾向で、平成29年には3,404世帯と平成12年より774世帯減となっています。うち、母子世帯は217世帯とやや増加傾向で、父子世帯は23世帯と概ね横ばいとなっています。

(世帯)

	2000年 (平成12年)	2005年 (平成17年)	2010年 (平成22年)	2015年 (平成27年)
一般世帯総数	13,226	14,023	14,439	15,063
65歳以上の高齢者がいる世帯	4,293	4,938	5,610	6,478
単独世帯	505	671	873	1,098
高齢夫婦のみ世帯	661	874	1,087	1,469
18歳未満の子どもがいる世帯	4,178	3,969	3,567	3,404
母子世帯	146	189	220	217
父子世帯	27	25	27	23

資料：国勢調査（各年10月1日現在）



## (3) 人口動態（自然動態・社会動態）

出生・死亡者数は、平成 25 年以降、死亡者数が出生者数を上回り続け、平成 30 年の自然減は 122 人となっています。

転入・転出者数は、平成 27 年、平成 28 年に社会増となりましたが、平成 29 年で減少に転じました。しかし、平成 30 年には再び増加に転じ、社会増は 66 人と前年を大きく上回っています。

自然・社会動態全体では、平成 25 年以降すべてマイナスとなっており、平成 29 年には過去において最も減少し、平成 30 年でも 56 人減と、減少傾向は続いています。

(人)

		2013 年 (平成25年)	2014 年 (平成26年)	2015 年 (平成27年)	2016 年 (平成28年)	2017 年 (平成29年)	2018 年 (平成30年)
自然 動 態	出生者数	306	279	300	265	272	253
	死亡者数	382	354	396	405	406	375
	増 減	△ 76	△ 75	△ 96	△ 140	△ 134	△ 122
社会 動 態	転入者数	1,744	1,680	1,759	1,793	1,656	1,736
	転出者数	1,789	1,769	1,686	1,771	1,809	1,670
	増 減	△ 45	△ 89	73	22	△ 153	66
増 減		△ 121	△ 164	△ 23	△ 118	△ 287	△ 56

資料：住民基本台帳（各年 12 月末現在）

## 2 高齢者（要支援・要介護認定者）の状況

平成29年度の要支援・要介護認定者数は、1,641人と平成25年度の1,428人より213人（14.9%）の増加となっています。

要介護度別では、要介護2以外は増加し、特に増加が顕著なのは、要介護4が61人増の275人、要介護1が49人増の184人となっています。

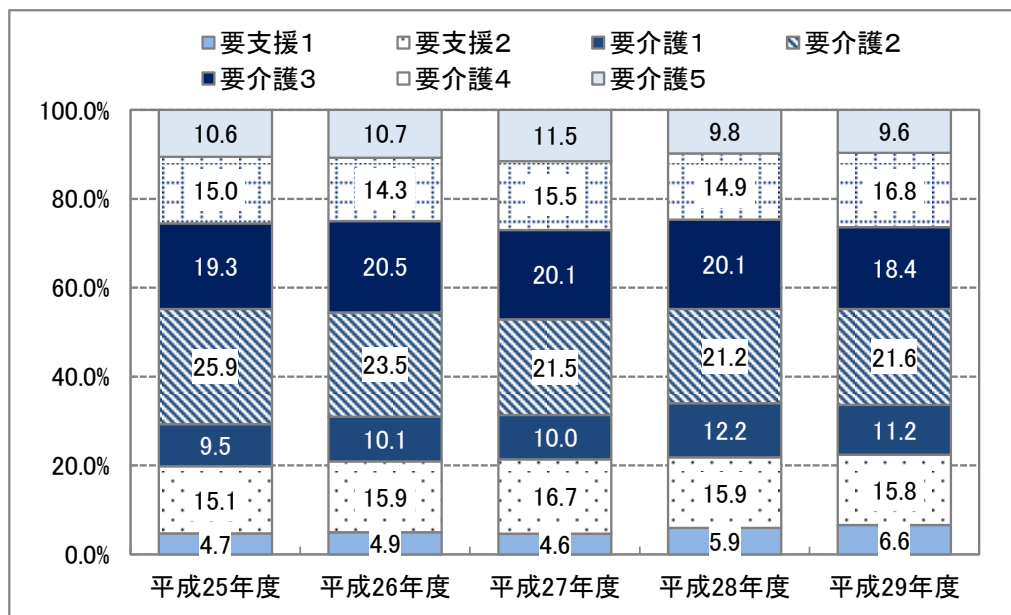
要介護度別の構成比をみると、要介護2～3の中度が40.0%と最も多く、要支援1～要介護1の軽度が33.6%と次に多く、要介護4～5の重度は26.4%となっています。

（人）

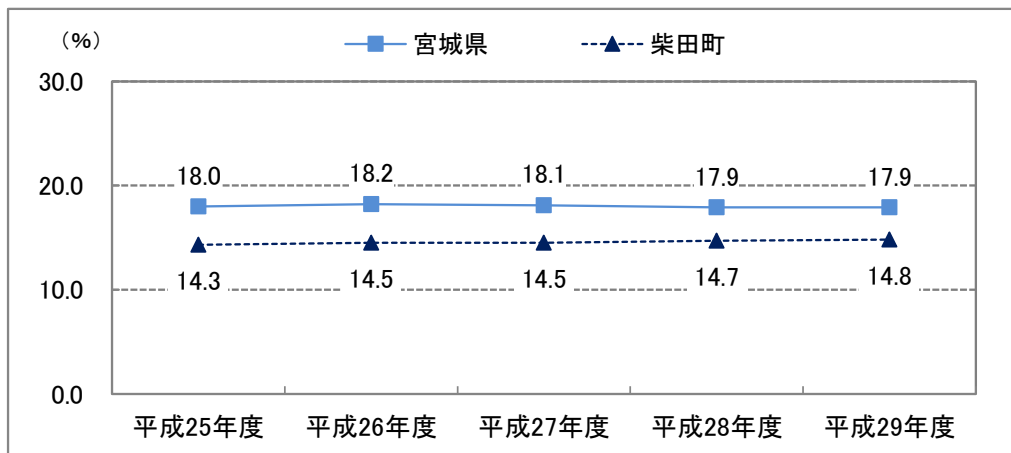
	2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
認定者数	1,428 (44)	1,499 (42)	1,537 (33)	1,592 (32)	1,641 (30)
要支援1	67 (1)	74 (3)	71 (2)	94 (1)	108 (2)
要支援2	216 (11)	239 (8)	257 (8)	253 (5)	260 (8)
要介護1	135 (2)	151 (4)	154 (2)	194 (2)	184 (3)
要介護2	370 (13)	352 (9)	331 (6)	338 (7)	354 (4)
要介護3	275 (7)	308 (9)	309 (6)	320 (8)	302 (6)
要介護4	214 (8)	214 (4)	238 (4)	237 (5)	275 (3)
要介護5	151 (2)	161 (5)	177 (5)	156 (4)	158 (4)

資料：福祉課（各年3月末現在）

※（ ）は、うち第2号被保険者数



認定率は、概ね微増傾向で推移し、平成29年度は14.8%となっていますが、宮城県平均より低く、県を3.1ポイント下回っています。



資料：【柴田町】福祉課（各年3月末現在）

【宮城県】地域包括ケア「見える化」システム（各年3月末現在）

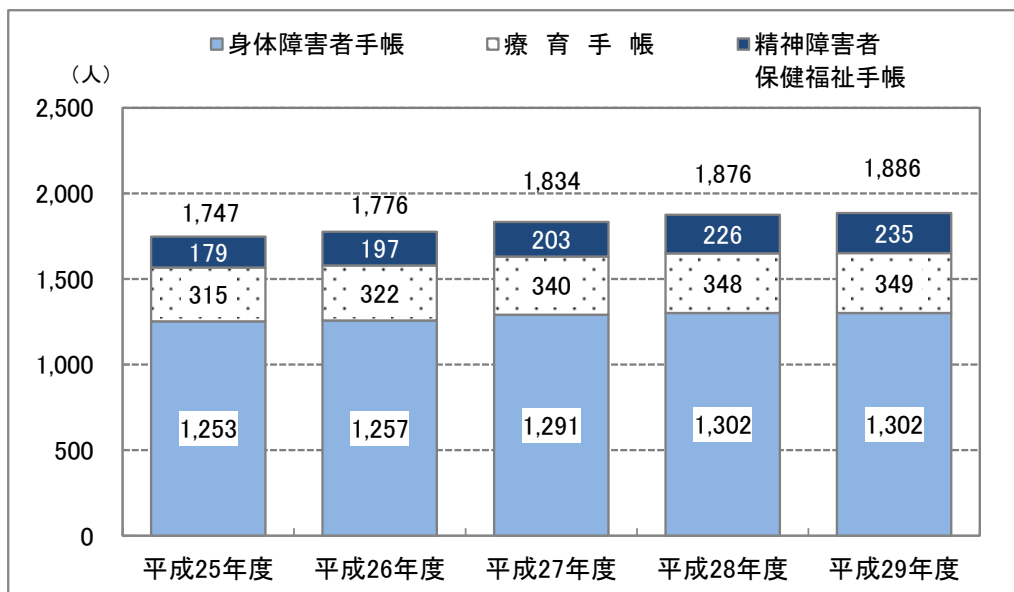
※認定率：認定者数（第1号被保険者のみ）÷65歳以上人口

### 3 障がい者の状況

#### (1) 障がい者の状況

平成29年度の障害者手帳所持者数は、1,886人（身体障がい者：1,302人、知的障がい者：349人、精神障がい者：235人）と、平成25年度より139人（8.0%）の増加となっています。3障がいすべてにおいて、障害者手帳所持者数が増加傾向にあります。

年齢別で見ると、身体障がい者は65歳以上が多くなっています。精神障がい者は18～64歳が多く、平成29年度では195人と83.0%を占め、増加傾向となっています。



(人)

		2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
身体 障害者 手帳	18歳未満	32	36	34	34	35
	18～64歳	395	391	390	374	376
	65歳以上	826	830	867	894	891
	合計	1,253	1,257	1,291	1,302	1,302
療育 手帳	18歳未満	65	79	75	71	78
	18～64歳	220	211	228	240	233
	65歳以上	30	32	37	37	38
	合計	315	322	340	348	349
精神 障害者 保健福祉 手帳	18歳未満	—	3	2	3	3
	18～64歳	—	156	159	177	195
	65歳以上	—	38	42	46	37
	合計	179	197	203	226	235

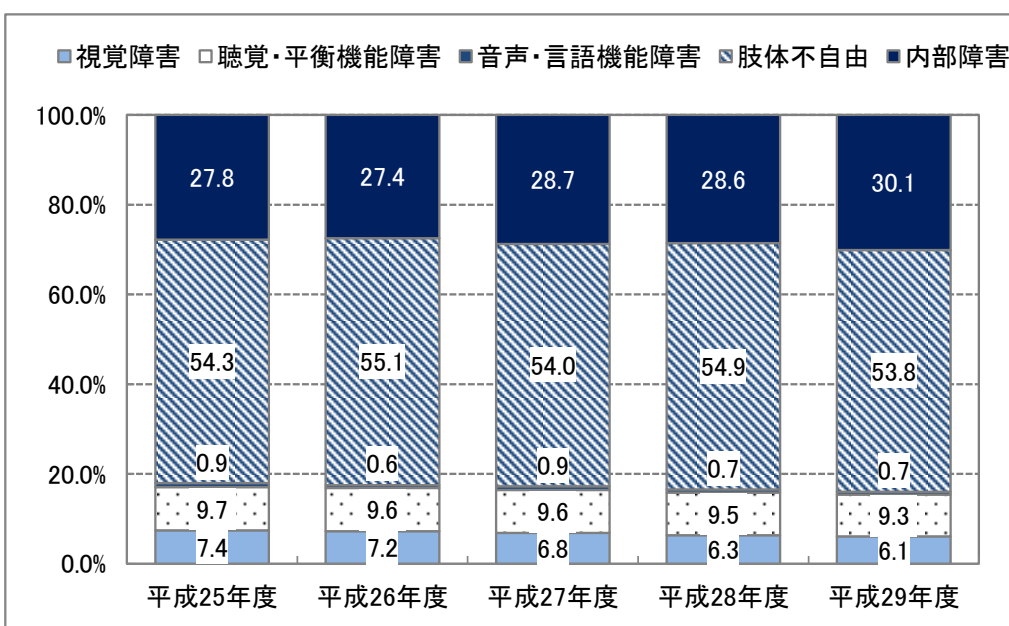
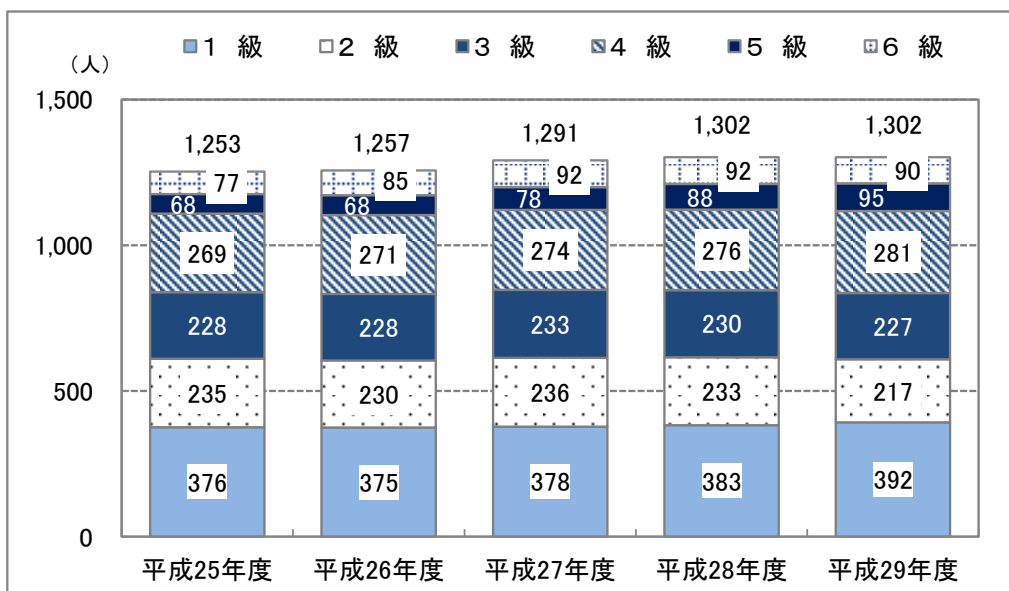
資料：福祉課（各年3月末現在）

## (2) 身体障がい者の状況

平成 29 年度の身体障害者手帳の所持者数は 1,302 人と、平成 25 年度より 49 人 (3.9%) の増加となっています。

等級別でみると、重度 (1・2 級) では、1 級で増加傾向となっています。中度 (3・4 級) は、概ね横ばい傾向が続いています。軽度 (5・6 級) は、5・6 級ともに増加傾向となっています。

障がい種類別の構成比をみると、平成 29 年度では、肢体不自由が 53.8% と最も多く、以下、内部障害が 30.1%、聴覚・平衡機能障害が 9.3%、視覚障害が 6.1%、音声・言語機能障害が 0.7% となっています。内部障害は増加傾向にありますが、その他の障がいについては減少傾向となっています。



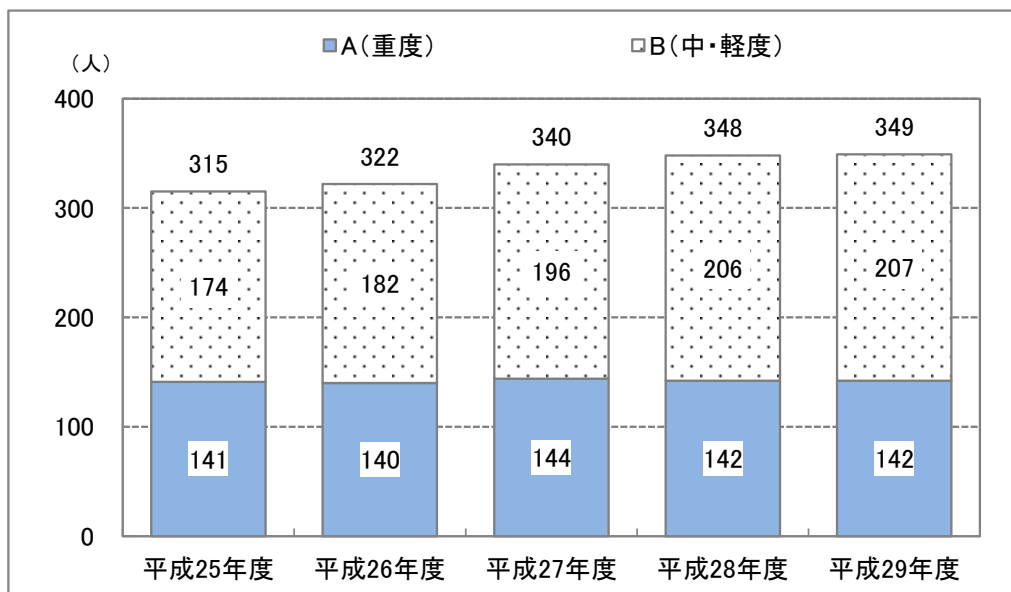
資料：福祉課（各年 3 月末現在）



### (3) 知的障がい者

平成29年度の療育手帳所持者数は349人と、平成25年度より34人(10.8%)の増加となっています。

程度別で見ると、Aの重度はほぼ横ばい傾向で、平成29年度は142人となっています。Bの中・軽度は増加傾向にあり、平成29年度は207人と平成25年度より33人の増加となっています。

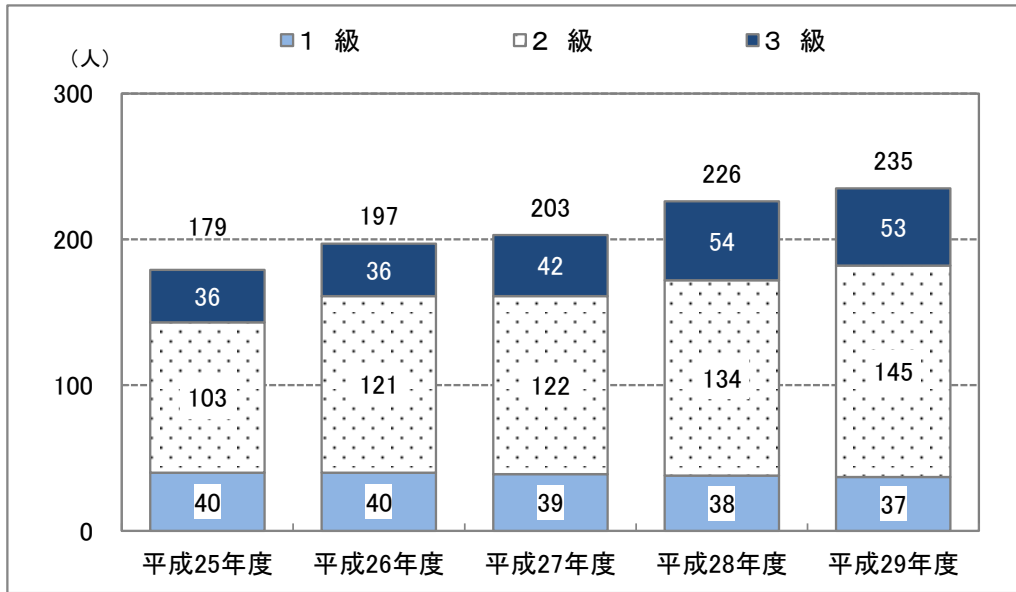


資料：福祉課（各年3月末現在）

(4) 精神障がい者

平成 29 年度の精神障害者保健福祉手帳所持者数は 235 人と、平成 25 年度より 56 人 (31.3%) の増加となっています。

等級別でみると、2 級が最も多く、平成 29 年度は 145 人と平成 25 年度より 42 人の増加となっています。



資料：福祉課（各年3月末現在）

## 4 子どもの状況

### (1) 保育所の状況

保育所の状況は、平成29年度で「船岡保育所」「槻木保育所」「西船迫保育所」の3つの公立保育所と、民間の町認可である4つの小規模保育施設があります。

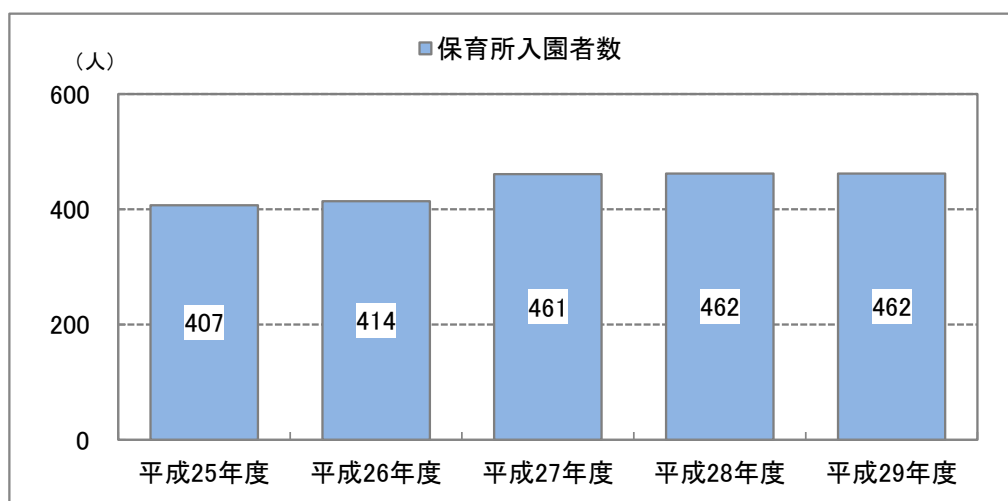
小規模保育施設は、0～2歳児を対象に定員6～19人以下の少人数で保育を行う地域型保育施設となっています。平成27年4月より子ども・子育て支援新制度が始まり、小規模保育施設が整備されました。

平成29年度は、定員が469人で、利用人数は462人となっています。

(か所・人)

		2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
小規模 保育施設	施設数	0	0	4	4	4
	定員	0	0	44	44	49
公立	施設数	3	3	3	3	3
	定員	420	420	420	420	420
合計	施設数	3	3	7	7	7
	定員	420	420	464	464	469
入園者数		407	414	461	462	462

資料：柴田町子ども・子育て支援事業計画（各年3月末現在）



## (2) 幼稚園の状況

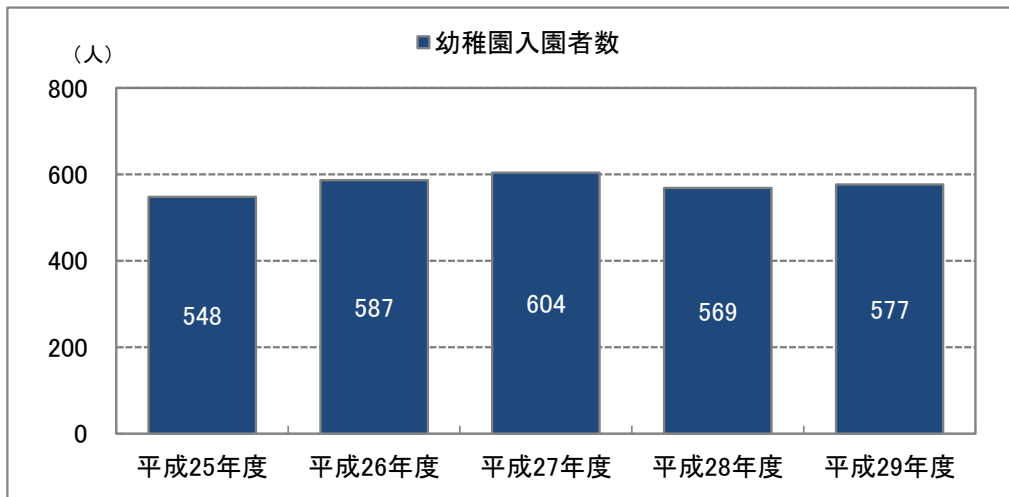
幼稚園の状況は、平成26年度より私立幼稚園が1施設増え、平成29年度で、公立1つ、私立4つとなっています。

平成29年度は、定員が580人で、利用人数は577人となっています。

(か所・人)

		2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
私立	施設数	3	4	4	4	4
	定員	460	520	520	520	520
公立	施設数	1	1	1	1	1
	定員	60	60	60	60	60
合計	施設数	4	5	5	5	5
	定員	520	580	580	580	580
入園者数		548	587	604	569	577

資料：宮城県企画部統計課「学校基本調査」、文部科学省「学校調査票」、  
宮城県教育委員会総務部総務課「宮城県学校教育要覧」（各年5月1日現在）



## (3) 小学校・中学校の状況

小・中学校の状況は、平成29年度で、小学校は6校、学級数は90学級で、中学校は3校、学級数は37学級となっています。

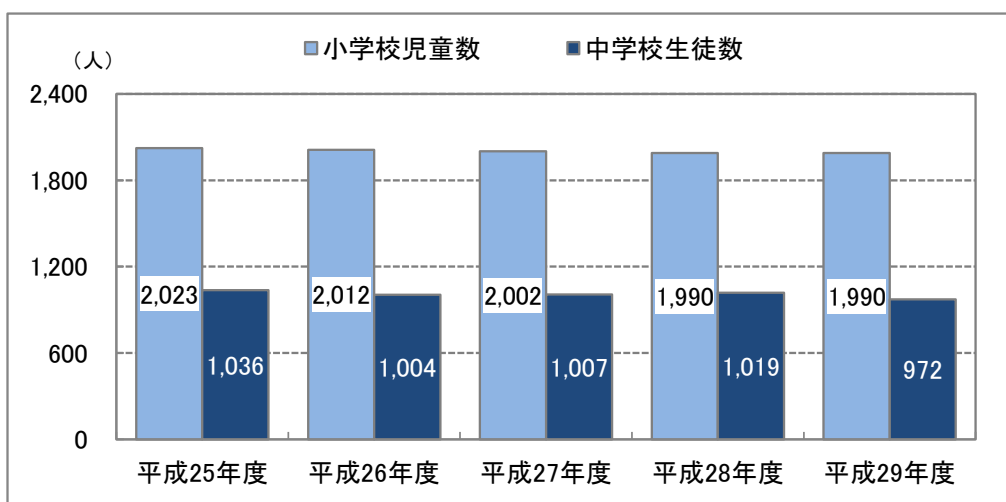
児童・生徒数は、平成29年度で、小学校は1,990人、中学校は972人と、小・中学校ともやや減少傾向となっています。

(校・学級・人)

		2013年度 (平成25年度)	2014年度 (平成26年度)	2015年度 (平成27年度)	2016年度 (平成28年度)	2017年度 (平成29年度)
小学校	学校数	6	6	6	6	6
	学級数	88	88	88	87	90
	児童数	2,023	2,012	2,002	1,990	1,990
中学校	学校数	3	3	3	3	3
	学級数	40	41	38	39	37
	生徒数	1,036	1,004	1,007	1,019	972

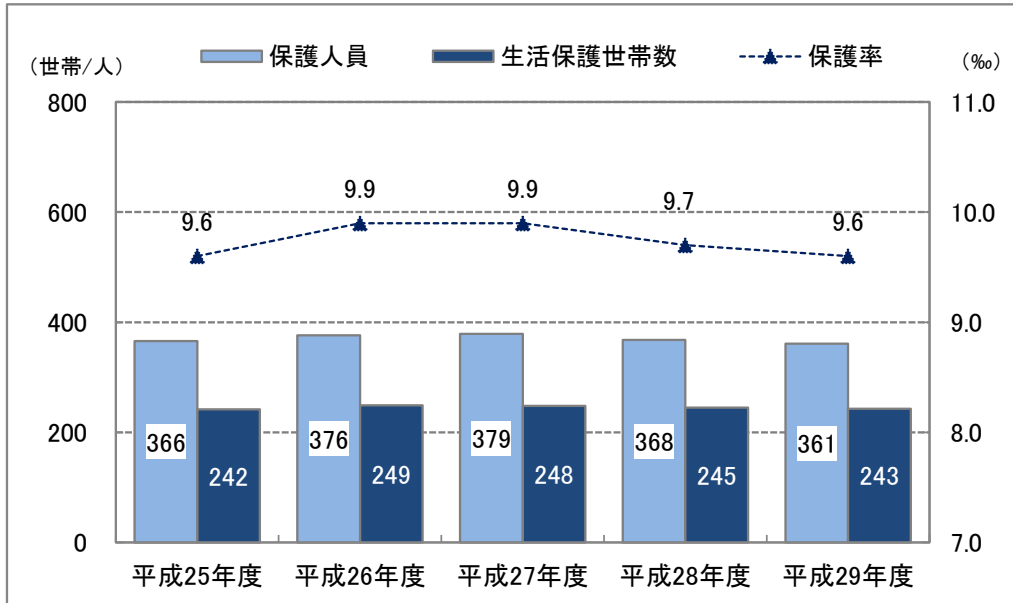
資料：【小学校】宮城県企画部統計課「学校基本調査」、宮城県教育庁総務課「学校統計要覧」、宮城県企画部統計課「宮城県統計年鑑」

【中学校】宮城県教育委員会「学校統計要覧」、宮城県企画部統計課「宮城県統計年鑑」  
(各年5月1日現在)



## 5 生活保護受給者の状況

生活保護人員は 360～370 人台で推移しており、平成 29 年度は 361 人となっています。また、生活保護世帯数は 243 世帯、保護率は 9.6‰となっています。



資料：仙南保健福祉事務所（各年 3 月末現在）

※保護率（千分率）：住民基本台帳人口に占める生活保護人員の割合

## 6 地域資源の状況

### (1) 地域活動団体等の状況

行政区は42行政区となっています。地域活動団体等は、自治会が4団体、老人クラブが21クラブ、ボランティア・NPO活動団体が30団体、特定非営利活動団体が6団体となっています。

団体	団体数	会員数
行政区	42行政区	—
自治会	4団体	1,548世帯
老人クラブ	21クラブ	660人
ボランティア・NPO活動団体	30団体	696人
特定非営利活動団体法人	6団体	—

資料：【行政区・自治会】総務課（平成30年7月末日現在）

【老人クラブ数】福祉課（平成30年3月末日現在）

【ボランティア・NPO活動団体数】柴田町社会福祉協議会（平成29年3月末日現在）

【特定非営利活動団体法人数】宮城県HP（平成30年6月末日現在）

### (2) 地域人材の状況

地域人材の状況は、民生委員・児童委員が77人います。うち、主任児童委員は3人となっており、それぞれの担当地区内において生活に困っている人や高齢者、障がい者等から日常生活でのいろいろな問題について相談を受けたり情報提供を行ったりしています。地域の見守り、声かけ等、地域福祉の推進活動を行う福祉推進委員は666人おり、住民の立場で積極的に保健活動を進め、住民と行政とのパイプ役を担っている健康推進員は136人となっています。

名称	配置数	主な活動内容
民生委員・児童委員 (福祉委員)	77人	住民の生活状態の把握、高齢者、障がい者、児童等の援助を必要とする人への相談支援・見守り、福祉施設等の関係機関との連携
うち主任児童委員	3人	
福祉推進委員	666人	福祉課題等（福祉ニーズ）の状況把握、地域の福祉活動の推進
健康推進員	136人	健康づくりの普及啓発、地区住民への健康情報の提供、各種健康診査および検診の受診啓発、保健事業への協力

資料：【民生委員・児童委員】柴田町「民生児童委員名簿」（平成30年6月7日現在）

【福祉推進委員】柴田町社会福祉協議会（平成29年3月末日現在）

【健康推進員】柴田町健康推進員名簿（平成30年4月1日現在）

## 7 アンケート調査からみる現状

### (1) 高齢者の現状（高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画策定調査）

#### ①調査概要

調査名	高齢者福祉・介護保険を考えるためのアンケート (介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)
調査対象	①第1号被保険者(65歳以上)、要支援認定者(平成28年12月9日現在) ②第2号被保険者(40～64歳) ③要支援・要介護認定者(平成28年12月9日現在)
調査期間	平成29年1月17日～平成29年1月31日 (平成29年2月15日までの回収票を有効とした)
調査方法	郵送配付－郵送回収
回収結果	①配付数1,365件 有効回収数899件 有効回収率65.9% ②配付数1,000件 有効回収数434件 有効回収率43.4% ③配付数775件 有効回収数398件 有効回収率51.4%

#### ②社会参加や生きがいについて

第1号被保険者・要支援認定者における地域の健康づくりや趣味等のグループ活動への参加意向は、「参加してもよい」が48.9%と最も多く、「是非参加したい」(9.0%)を合わせた“参加したい”人は57.9%となっています。地域の健康づくりや趣味等のグループ活動の企画・運営への参加意向については、「参加してもよい」(32.3%)と「是非参加したい」(3.3%)を合わせた“参加したい”人は35.6%です。

一方で、参加の意欲はあるものの、地域活動への参加頻度は、「町内会・自治会」には年に数回参加している人が21.6%となっていますが、「学習・教育サークル」「老人クラブ」「収入のある仕事」では参加していない人は5割以上となっています。

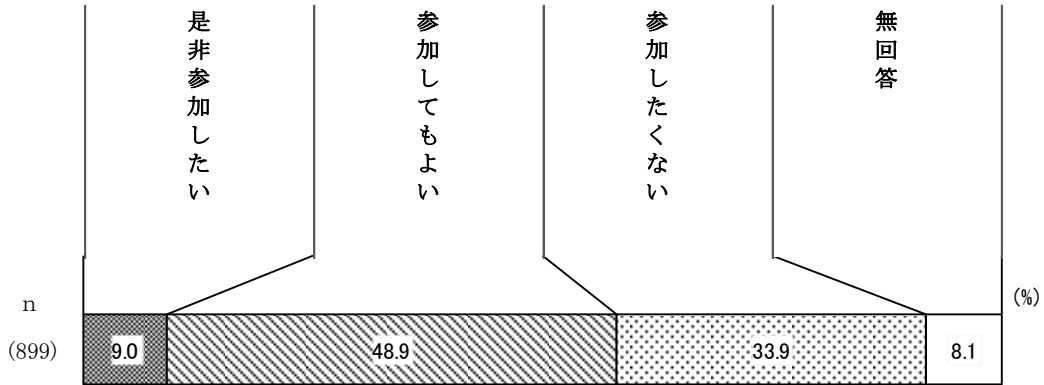
参加していない人も気軽に参加できるような活動内容やきっかけづくり、情報提供等、社会参加の環境づくりが必要です。

生きがいの有無では、「生きがいあり」が59.6%を占めていますが、「思いつかない」が30.3%となっています。

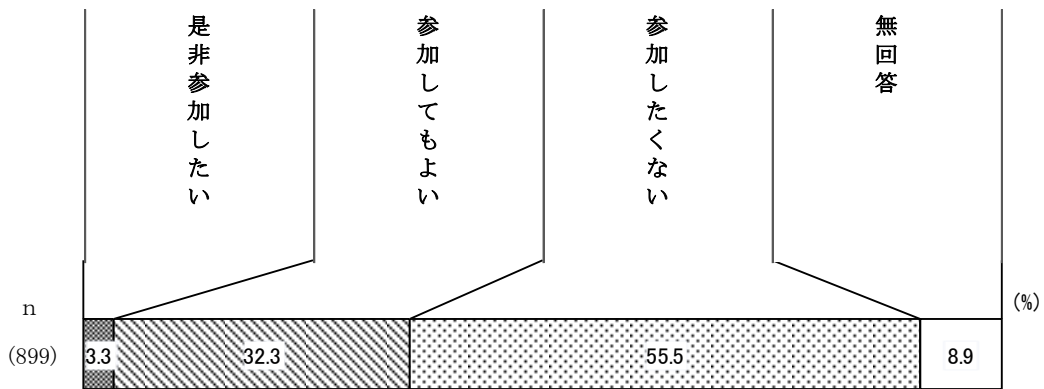
高齢者が生きがいを持つことで心の健康を維持し、地域でいきいきと過ごしていけるよう、高齢者の生きがいを高めるための活動への支援が必要です。



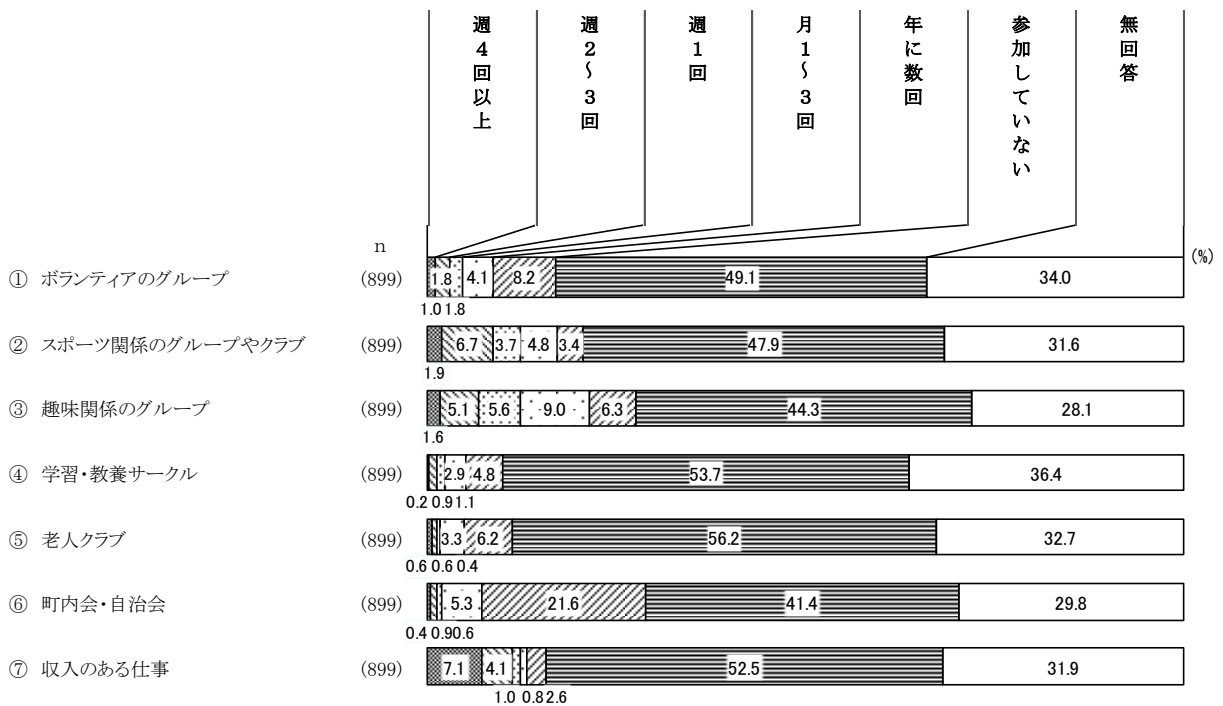
【地域の健康づくりや趣味等のグループ活動への参加意向】



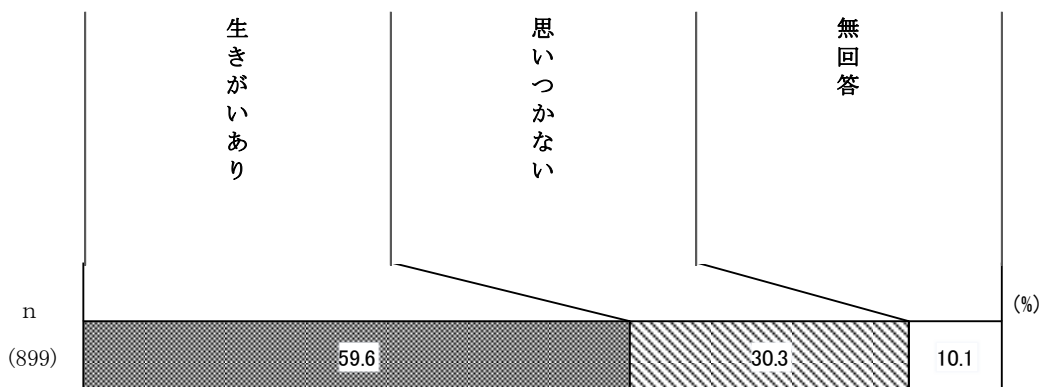
【地域の健康づくりや趣味等のグループ活動の企画・運営への参加意向】



【地域活動への参加頻度】



【生きがいの有無】



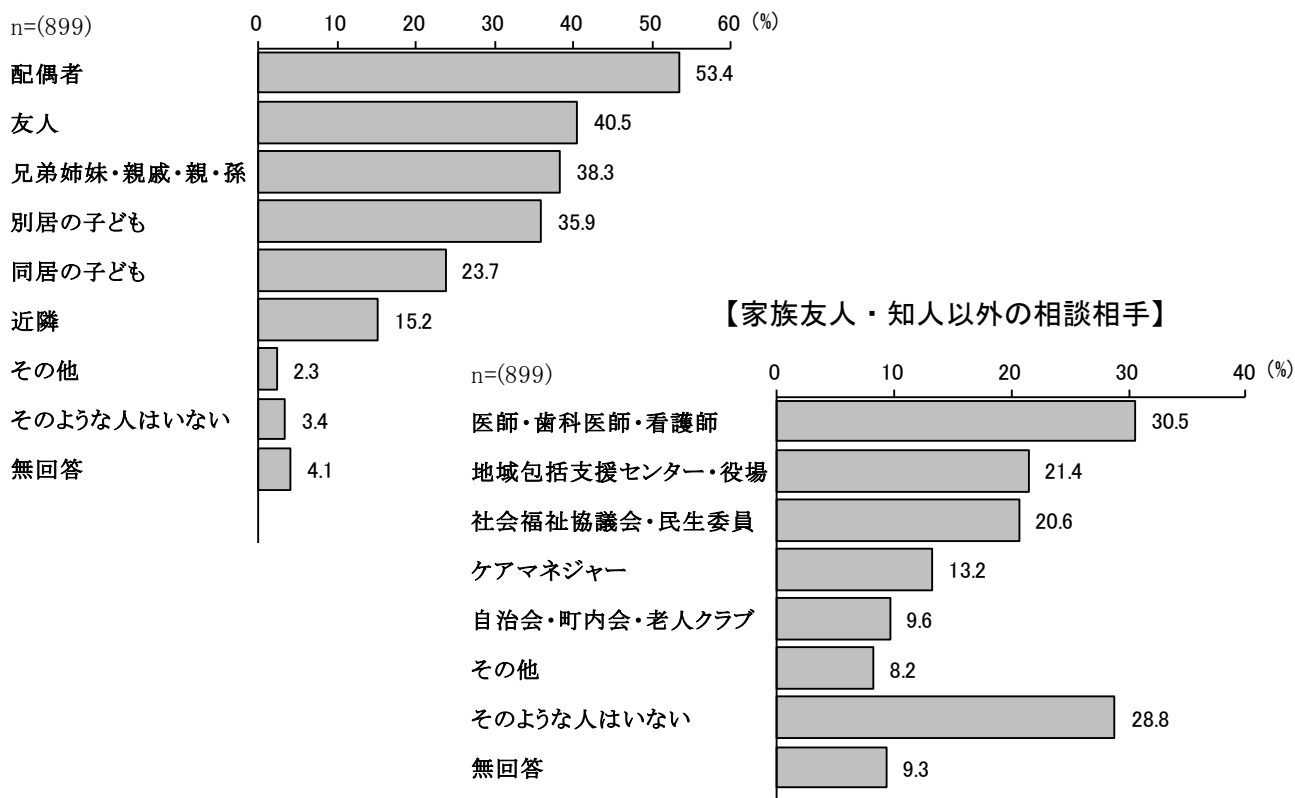
③相談相手について

第1号被保険者・要支援認定者における心配事や愚痴を聞いてくれる人は、「配偶者」「友人」「兄弟姉妹・親戚・親・孫」「別居の子ども」「同居の子ども」等が多くなっています。

家族や友人・知人以外の相談相手としては、「医師・歯科医師・看護師」「地域包括支援センター・役場」「社会福祉協議会・民生委員」「ケアマネジャー」等が多い一方で、「そのような人はいない」人は28.8%存在します。

今後、さらに高齢化が進行し、高齢夫婦のみ世帯やひとり暮らし高齢者の増加が懸念されますが、家族や知人以外の地域包括支援センターや社会福祉協議会等の相談窓口の周知や関係機関との連携強化等、高齢者が気軽に相談しやすい体制づくりが必要です。

【心配事や愚痴を聞いてくれる人の有無】



## ④権利擁護について

認知症になっても安心して暮らしていくために充実すべきことについてで、「成年後見制度等の権利擁護」は、第1号被保険者・要支援認定者、第2号被保険者、要介護認定者すべてで割合は低く、住民における成年後見制度等の権利擁護に対する必要性や重要度が低いことがうかがえます。

今後、さらに高齢化は進行し、認知症高齢者の方は増加していくと見込まれている中、そういった判断能力が不十分な方の財産管理や身上保護を行う成年後見制度等の周知・促進をはじめとする高齢者の権利擁護の推進が必要です。

## 【認知症になっても安心して暮らしていくために充実すべきこと】

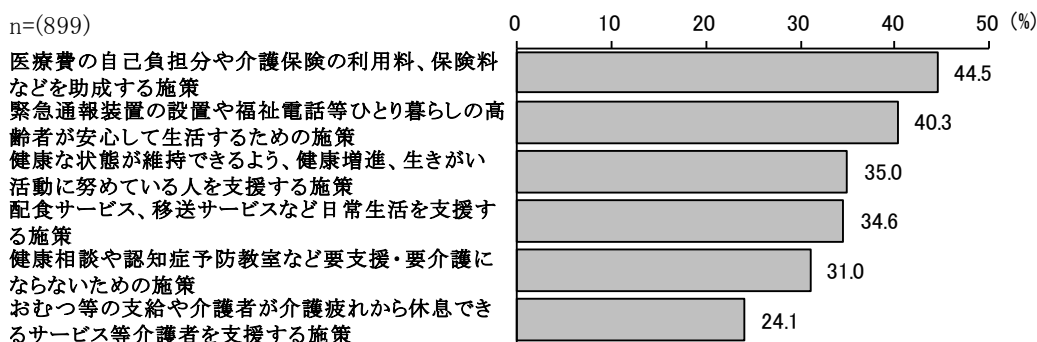
	調査数	専門相談窓口	認知症の受診・診療所	緊急時に対応できる病院・診療所、施設	入所できる施設の充実	認知症の人が利用できる在宅サービス	認知症家族の会等の充実	成年後見制度等の権利擁護	徘徊高齢者見守りネットワーク	認知症の講習会や予防教室等	認知症の正しい知識と理解をもった地域づくり	認知症カフェなどの認知症の人や家族、支援者が集える場所	その他	わからない	無回答
上段：件数 下段：%															
第1号被保険者・ 要支援認定者	899 100.0	252 28.0	428 47.6	290 32.3	409 45.5	279 31.0	19 2.1	15 1.7	63 7.0	90 10.0	196 21.8	90 10.0	7 0.8	54 6.0	61 6.8
第2号被保険者	434 100.0	123 28.3	227 52.3	142 32.7	219 50.5	138 31.8	11 2.5	9 2.1	52 12.0	38 8.8	113 26.0	43 9.9	6 1.4	17 3.9	0 0.0
要介護認定者	398 100.0	96 24.1	183 46.0	156 39.2	186 46.7	104 26.1	8 2.0	9 2.3	28 7.0	22 5.5	59 14.8	22 5.5	9 2.3	23 5.8	30 7.5

⑤ 充実すべき高齢者施策について

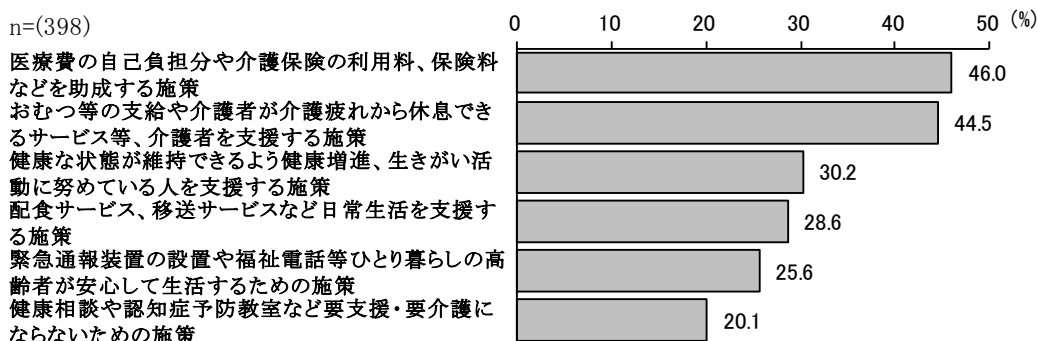
充実すべき高齢者施策では、第1号被保険者・要支援認定者も要介護認定者も、経済面での助成や福祉サービスへの充実を求める声が多くあげられており、また、介護が必要になっても「できる限り自宅で過ごしたい」と考える人が多くなっています。

高齢者が適切なサービスを受けながら住み慣れた地域で過ごせるよう、地域全体で支える地域包括ケアシステムの推進が必要です。

【充実すべき高齢者施策（上位6位）（第1号被保険者・要支援認定者）】



【充実すべき高齢者施策（上位6位）（要介護認定者）】



【介護が必要になった場合の希望（第1号被保険者・要支援認定者と第2号被保険者）と今後の日常生活の希望（要介護認定者）】

第1号被保険者・要支援認定者	第2号被保険者	要介護認定者
できる限り自宅で暮らしたい 55.4%	できる限り自宅で暮らしたい 47.2%	できる限り自宅で暮らしたい 66.3%
介護保険の施設に入所し、介護を受けたい 24.6%	介護保険の施設に入所し、介護を受けたい 25.1%	介護保険の施設に入所し、介護を受けたい 11.6%

## (2) 障がい者の現状 (第5期柴田町障害福祉計画・第1期柴田町障害児福祉計画策定調査)

## ①調査概要

調査名	柴田町障害福祉計画策定等のためのアンケート調査
調査対象	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者
調査期間	平成29年1月17日～平成29年1月31日 (平成29年2月15日までの回収票を有効とした)
調査方法	郵送配付－郵送回収
回収結果	配付数 497件 有効回収数 232件 有効回収率 46.7%

## ②社会参加について

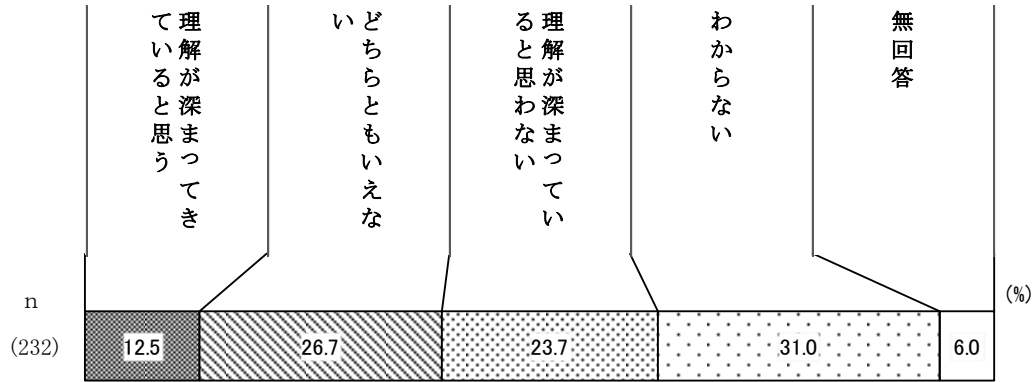
障がいのある方の社会参加に対する一般の理解については、「理解が深まってきていると思う」は12.5%にとどまり、「理解が深まっていると思わない」が23.7%と上回っています。

差別や偏見、疎外感を感じる時については、「外での人の視線」(22.8%)が最も多く、その他には、「仕事や収入面」(12.1%)、「交通機関の利用等」(10.8%)、「町職員の対応・態度」(8.6%)、「地区の行事・集まり」(8.2%)等でも多くなっており、まだ多くの障がい者が差別や偏見を感じている状況です。

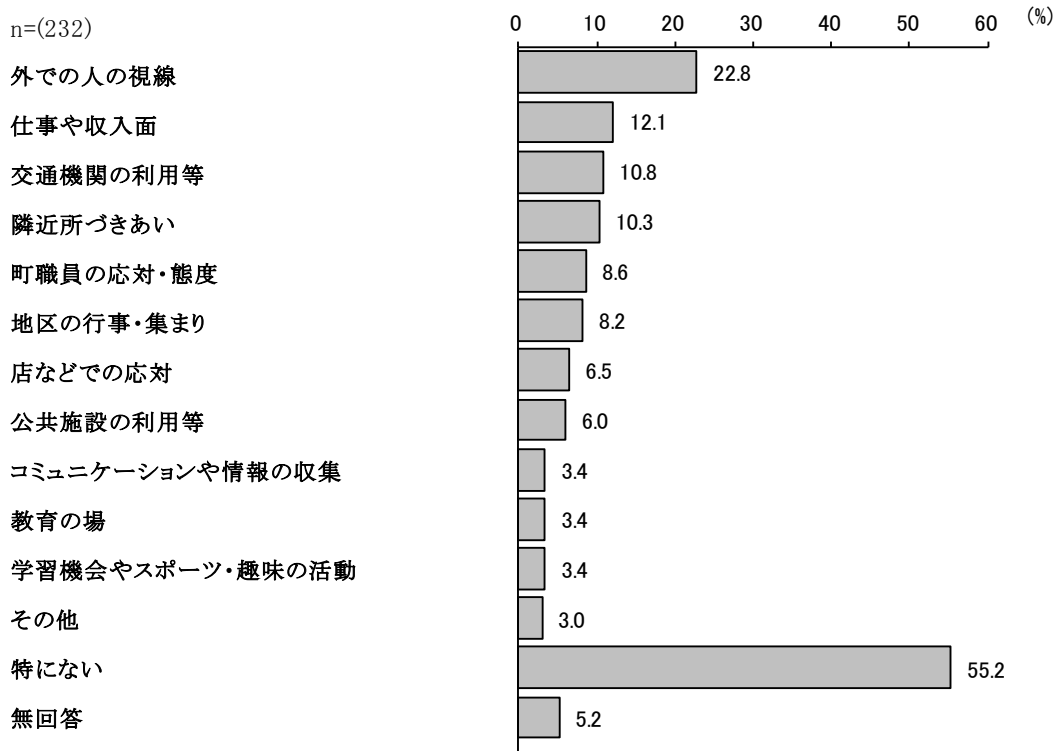
生活していく上で今後心配になることについては、「成年後見人等の権利擁護に関すること」が療育手帳所持者では34.0%と、身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者に比べ多くなっています。

障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域で相互に尊重し合いながら共生していくためには、障がいへの理解啓発と成年後見制度の利用促進等、障がい者の権利を守る体制づくりを推進していくことが重要です。

【障がいのある方の社会参加について一般の理解が深まっていると思うか】



【差別や偏見、疎外感を感じる時】



【生活していく上で今後心配になること】

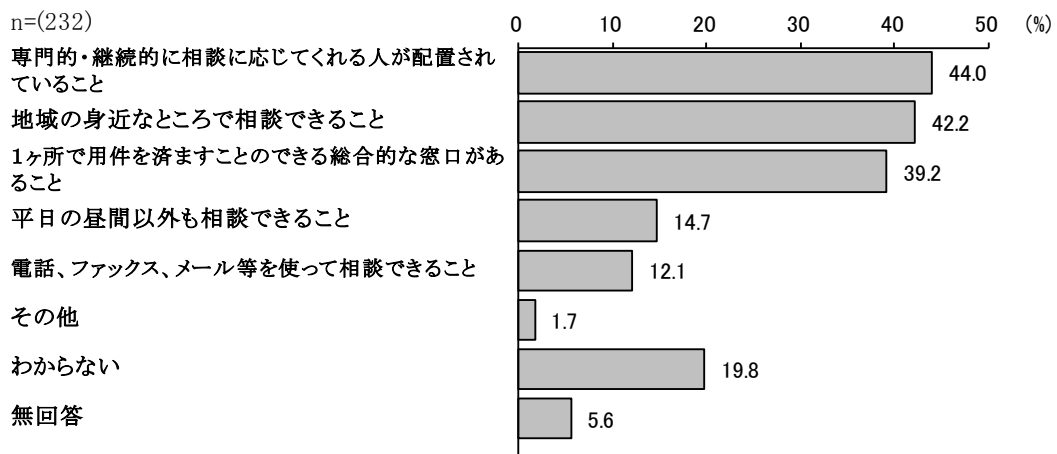
	調査数	ご本人の健康や身体のこと	ご本人の老後のこと	お金のこと	日常生活における介護のこと	身体保護者の方の健康や	住まいのこと	仕事や職場のこと	成年後見人等の権利擁護に関する権利	その他	無回答
全体	195	114	105	85	80	60	34	31	20	6	12
	100.0	58.5	53.8	43.6	41.0	30.8	17.4	15.9	10.3	3.1	6.2
身体障害者手帳	136	82	65	55	56	34	16	11	4	6	12
	100.0	60.3	47.8	40.4	41.2	25.0	11.8	8.1	2.9	4.4	8.8
療育手帳	50	26	34	26	20	26	17	22	17	0	2
	100.0	52.0	68.0	52.0	40.0	52.0	34.0	44.0	34.0	0.0	4.0
精神障害者保健福祉手帳	13	7	7	8	6	5	2	2	0	0	0
	100.0	53.8	53.8	61.5	46.2	38.5	15.4	15.4	0.0	0.0	0.0

## ③相談支援と情報の入手手段について

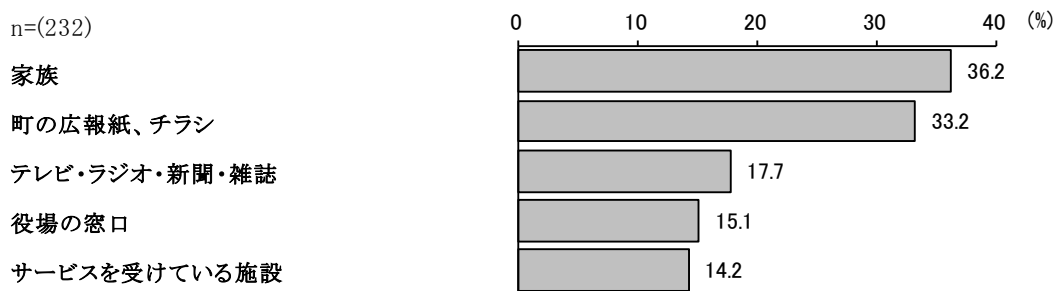
福祉サービスについて相談しやすい体制をつくるために必要なことについては、身近な場所での総合窓口で、さらに専門的・継続的に相談できる体制を希望しています。

福祉サービスに関する情報の入手手段で多いのは、「家族」「町の広報紙、チラシ」「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」「役場の窓口」「サービスを受けている施設」等が多くなっており、障がい者自身が円滑に各種情報を取得できるよう配慮が必要です。

## 【福祉サービスについて相談しやすい体制づくりに必要なこと】



## 【情報の入手手段（上位5位）】



(3) 子育ての現状 (柴田町子ども・子育て支援事業計画策定調査)

①調査概要

調査名	子育てしやすい環境づくりを進めるためのアンケート		
調査対象	①就学前児童のいる世帯 1,000 世帯 ②小学生児童のいる世帯 1,000 世帯		
調査期間	①平成 25 年 12 月 3 日～12 月 16 日 ②平成 25 年 11 月 26 日～12 月 9 日		
調査方法	①幼稚園・保育所を通して配布・回収 ②学校をを通して配布・回収		
回収結果	①配付数 1,000 件	有効回収数 599 件	有効回収率 59.9%
	②配付数 1,000 件	有効回収数 871 件	有効回収率 87.1%

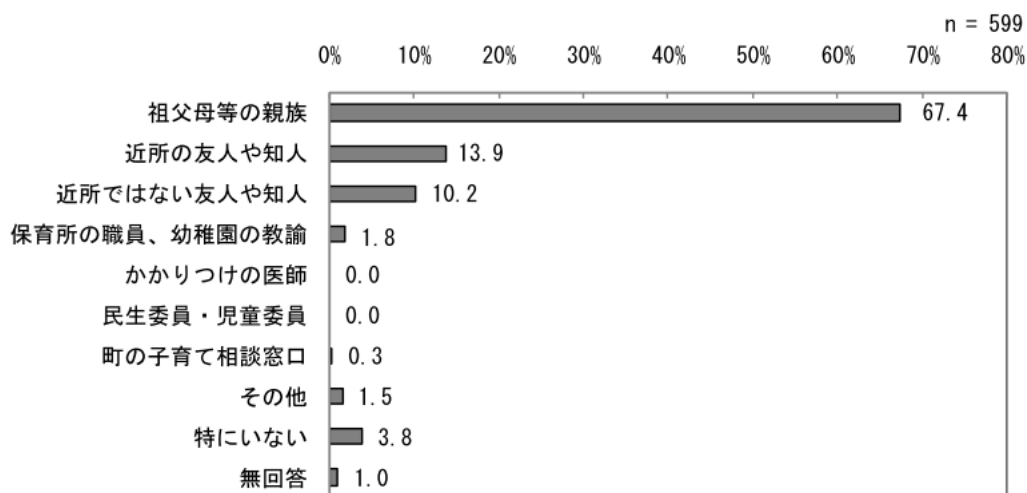
②家庭の子育て環境について

子育てについて気軽に相談できる人は、「祖父母等の親族」が最も多く、近所または近所ではない友人・知人が1割程度となっています。

日常的に子どもをみてくれる親族・知人がいるかは、緊急時・用事の際または日常的に祖父母等の親族にみてもらえるが多くなっています。

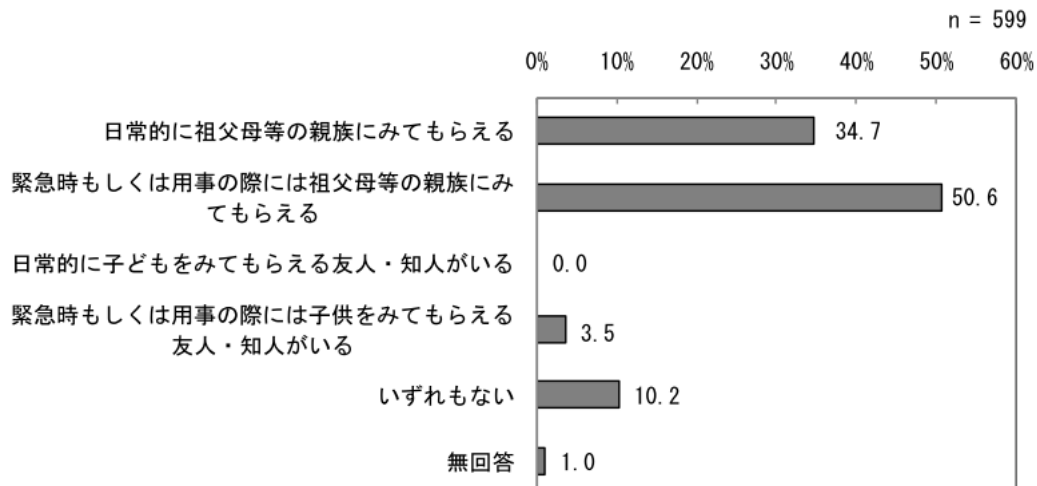
今後、高齢化や核家族化が進行していく中、祖父母等の親族や知人による支援が困難になることが考えられることから、気軽に相談できる体制づくりや必要な時に適切なサービスを受けられることができる体制づくりが必要です。

【子育てについて気軽に相談できる人】





## 【日常的に子どもをみてくれる親族・知人】



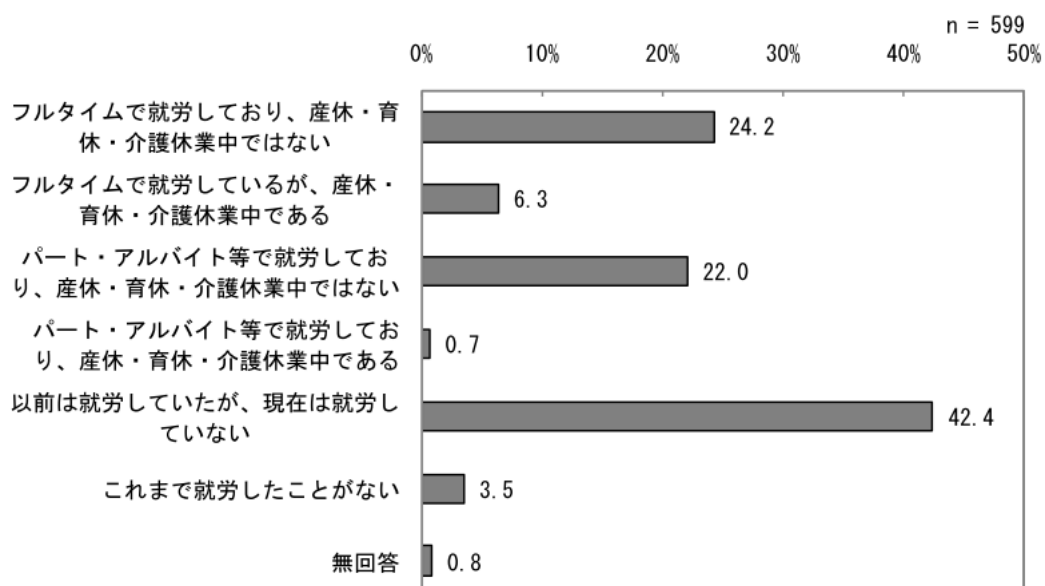
## ③母親の就労状況について

母親の就労状況は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」人が42.4%と最も多く、育休・介護休業中ではないフルタイムで就労している人が24.2%、パート・アルバイト等で就労している人が22.0%となっています。

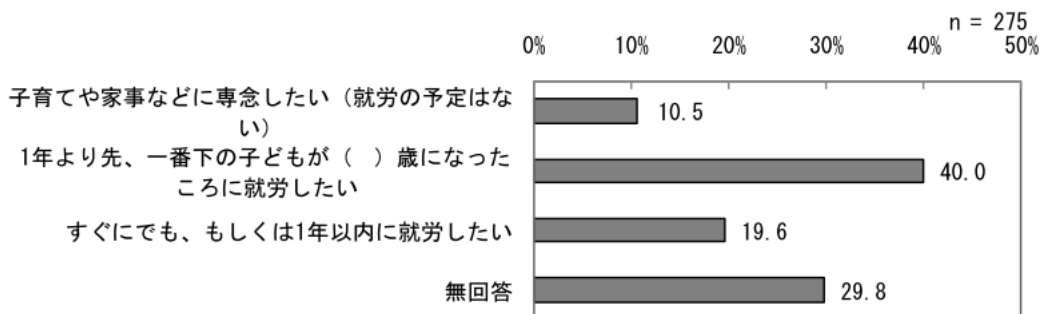
就労していない人の今後の就労希望は、1年より先またはすぐにでも就労したい人が59.6%と、母親の就労意向は高くなっています。

就労している人もこれから就労したい人も、子育てをしながら無理なく働くことができる環境づくりが重要です。

## 【母親の就労状況】



【現在就労していない母親の今後の就労希望】



(4) 子どもの現状（柴田町子どもの貧困対策整備計画策定調査）

①調査概要

調査名	子どもの生活に関するアンケート
調査対象	①柴田町内の幼稚園・保育所等の年中児（4歳児）および柴田町立小学校1年生・5年生・中学校2年生のお子さんがいる保護者 ②柴田町立小学校5年生・中学校2年生の児童・生徒（西住地区の大河原中学校生を含む）
調査期間	平成29年6月20日～7月5日
調査方法	①学校等を通じた配布、保護者本人の郵送による回収。ただし、西住地区の大河原中学校2年生のお子さんがある西住地区の保護者は、郵送による配布・回収 ②学校を通じた配布・回収。ただし、西住地区に住む大河原中学校2年生の生徒は、郵送による配布・回収
回収結果	①配付数 1,265件 有効回収数 659件 有効回収率 52.1% ②配付数 689件 有効回収数 651件 有効回収率 94.5%

②地域での付き合いや相談状況について

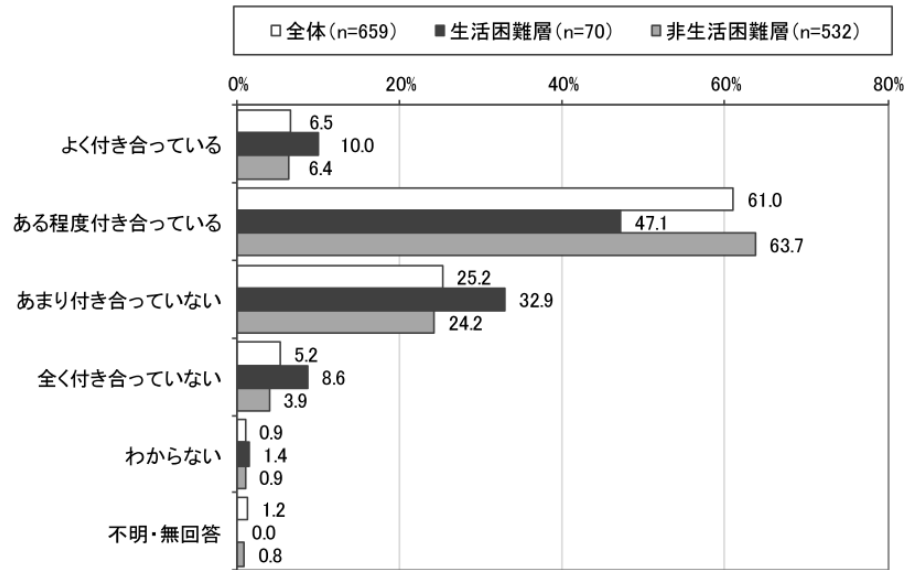
地域での付き合い状況は、「ある程度付きあっている」が生活困難層で47.1%と非生活困難層より少なく、一方で「あまり付き合っていない」は生活困難層が多くなっています。

相談できなかった理由は、「相談できなかったことはない」が生活困難層で54.3%と非生活困難層より少なく、一方で誰に相談すればわからない、方法や場所がわからない、場所が遠いでは生活困難層が多くなっています。

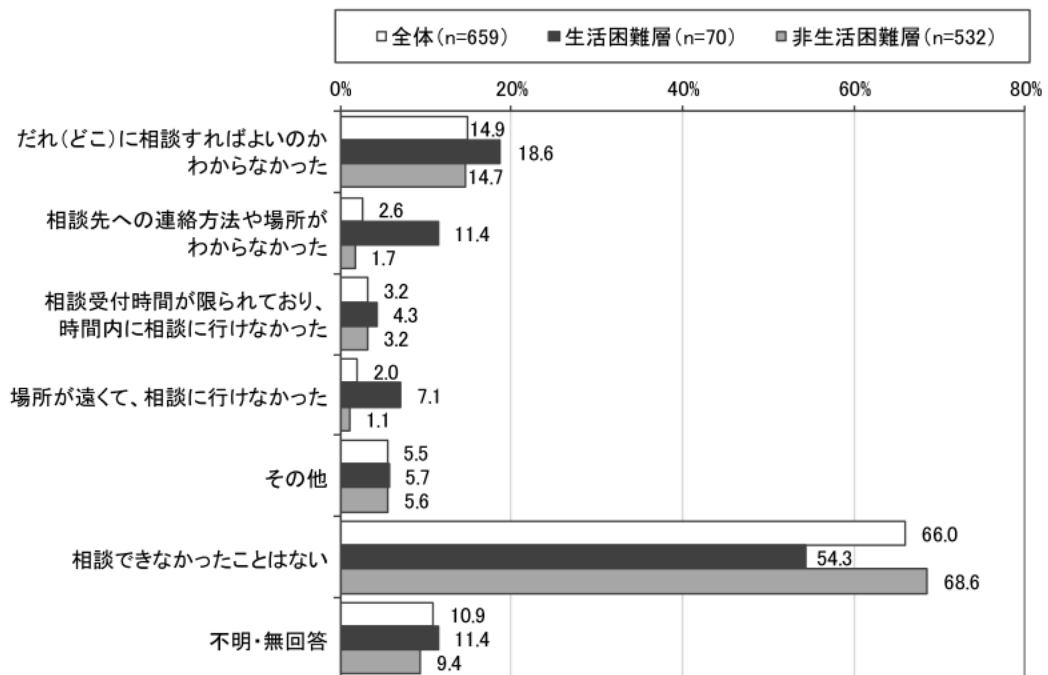
また、子育てをする上で必要としていること、重要だと思う支援でも、「子どものことや生活のことなど、悩みごとを相談できること」が3位になっています。

関係機関との情報共有等の地域での見守り強化や気軽に相談できる体制の整備が必要です。

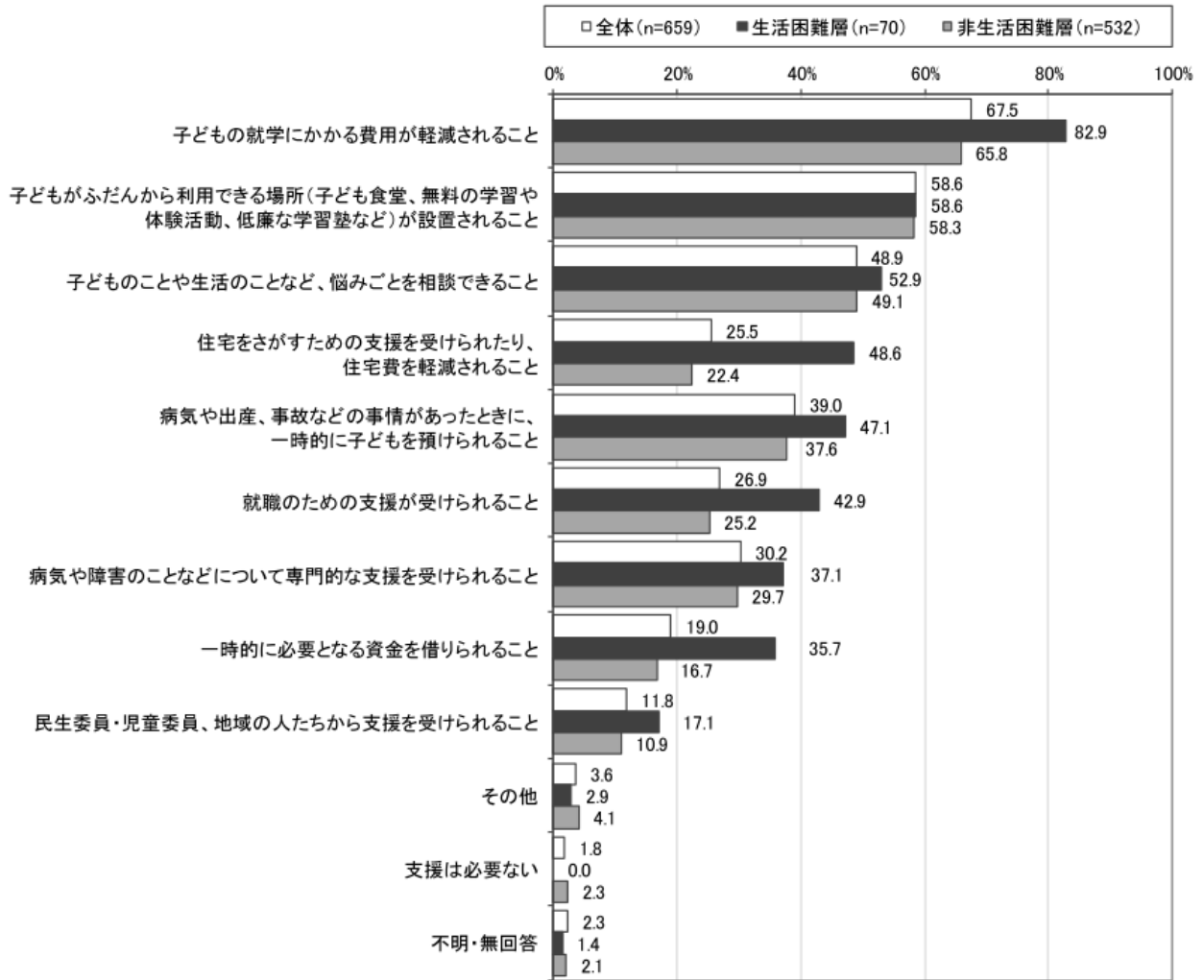
【地域での付き合い状況】



【子育てに関し相談できなかったことの有無と相談できなかった理由】



【子育てをする上で必要としていること、重要だと思う支援】



## (5) まちづくりの現状（第6次柴田町総合計画策定調査）

## ①調査概要

調査名	柴田町まちづくりアンケート調査
調査対象	18歳以上の柴田町民
調査期間	平成30年1月4日～2月28日 ※当初は1月25日締め切りだったが、締め切り後一定数の回収があったため、回収期間を延長。
調査方法	郵送配付－郵送回収
回収結果	配付数4,000件（うち9件不達） 有効回収数1,832件 有効回収率45.9%

## ②施策の満足度・重要度（保健・医療・福祉の分野）について

保健・医療・福祉分野の施策についての満足度は、「満足している」「どちらかといえは満足している」を合わせた『満足』との回答は、③地域福祉体制、④高齢者支援体制、⑤障害者支援体制、⑦子育て支援体制の福祉項目すべてで約2割にとどまっています。

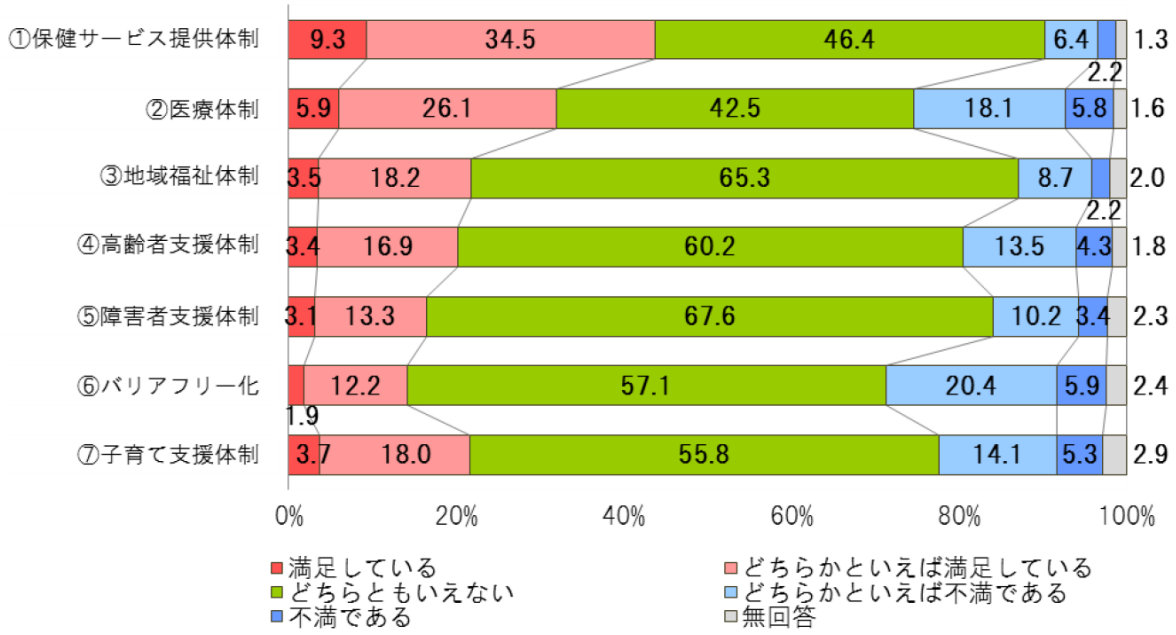
重要度は、③地域福祉体制の「重視する」「やや重視する」を合わせた『重視』との回答は54.6%と、7項目中一番低くなっています。

⑥バリアフリー化については、満足度は14.1%と7項目中最も低くなっていますが、重要度は65.2%とやや多く、7項目中4位となっています。

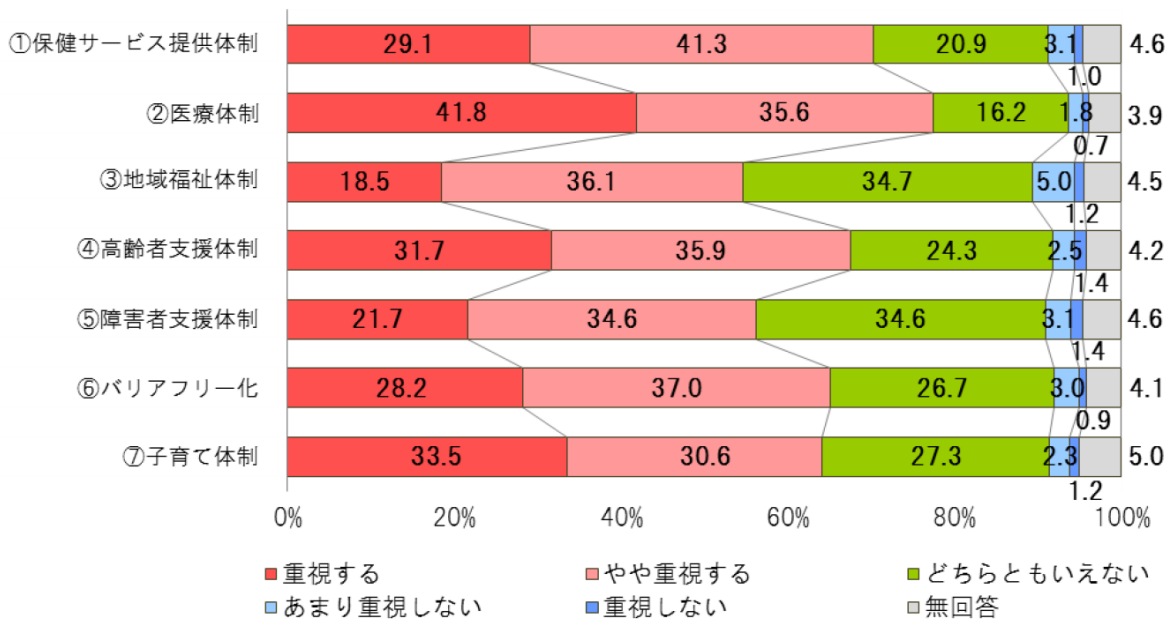
今後さらに少子高齢化が進行していく中、地域の福祉力が重要であること、福祉に対する住民理解を深めることが必要です。

また、障がい者や高齢者だけではなく、すべての住民が不自由・不便さを感じることはないよう、ノーマライゼーションの概念を考慮したバリアフリー化、ユニバーサルデザインの環境づくりが必要です。

【満足度】



【重要度】

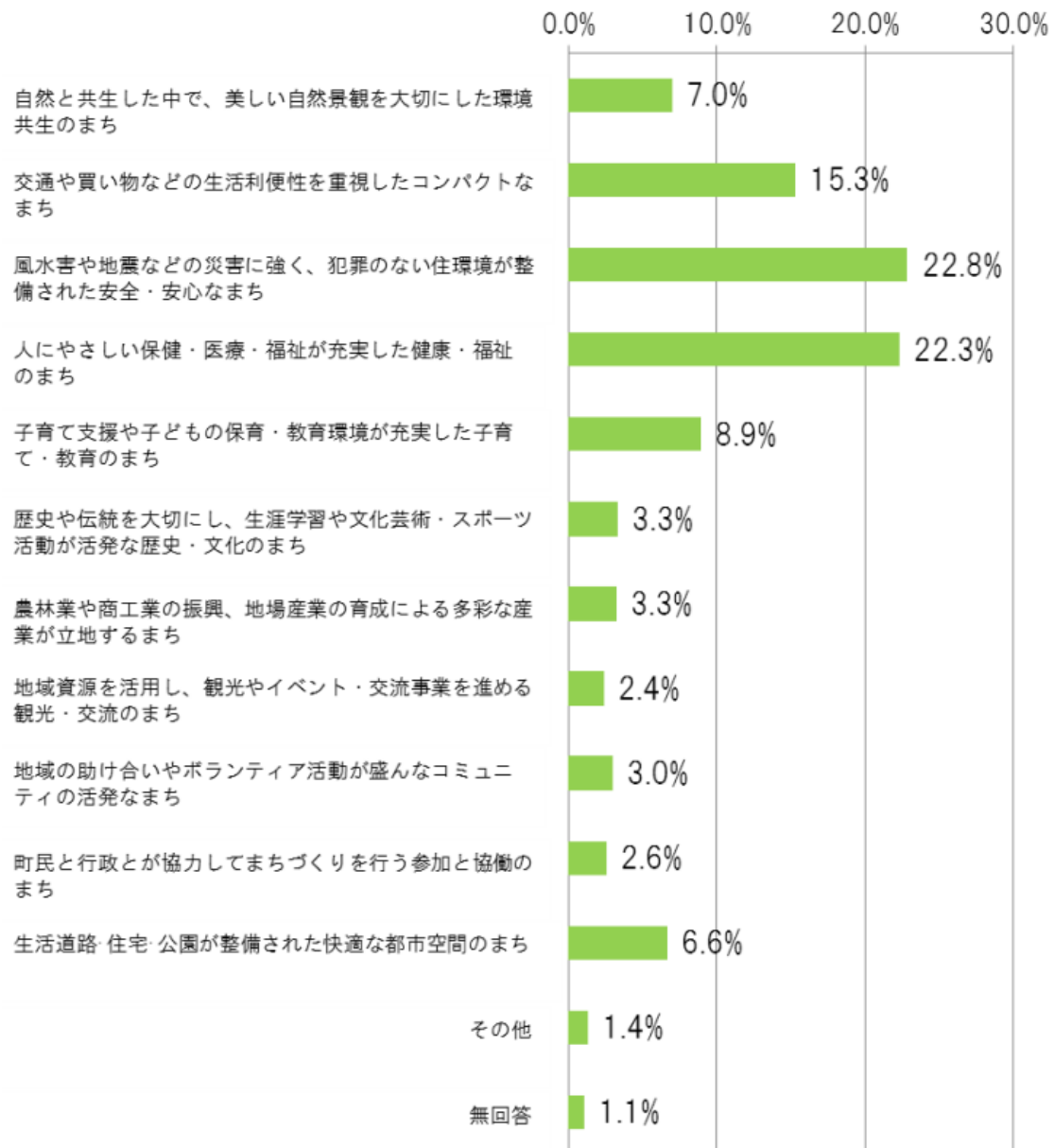


## ③将来（8年後）のまちについて

将来（8年後）望むまちについて、「風水害や地震などの災害に強く、犯罪のない住環境が整備された安全・安心なまち」（22.8%）が最も多く、次いで「人にやさしい保健・医療・福祉が充実した健康・福祉のまち」（22.3%）が多くなっています。

今後さらに、防災・防犯に関する対策と健康・福祉の充実を強化することが必要です。

## 【将来（8年後）望むまちについて】



## 8 地域福祉推進のための調査からみる現状

### (1) 地域福祉活動調査

#### ①調査概要

##### 【民生委員・児童委員調査】

調査期間	平成30年5月～6月
調査対象	民生委員・児童委員
調査方法	自記式質問紙による留め置き法
回収結果	配付数75件 有効回収数69件 有効回収率92.0%

##### 【地域役職員調査】

調査期間	平成30年5月～6月
調査対象	①行政区長 ②いこいの日ボランティア代表者
調査方法	自記式質問紙による留め置き法
回収結果	配付数83件 有効回収数69件 有効回収率83.1%

#### ②民生委員・児童委員活動調査

課題	主な意見内容
①情報交換会を増やす ②要支援世帯の生活状況 ③要支援者の方の参加の困難さ ④世代間交流を増やす	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報交換会を増やしてほしい。</li> <li>・要支援世帯の生活状況についての問題は把握しているが、解決についての情報交換はしていない。</li> <li>・要支援者の方が、情報交換の場に行くまでが困難である。</li> <li>・後継者不足であるため世代間交流を増やしてほしい。</li> </ul>

#### ③地域役職員調査

課題	主な意見内容
①不参加者への参加の勧奨 ②男性の参加を増やす ③若い世代層との交流 ④元気な高齢者のサロン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「いこいの日」は参加者に偏りがあり、内容にも変化がないので工夫が必要。</li> <li>・「いこいの日」の開催頻度を増やしてほしい。</li> <li>・あらゆる人がなんでも話せる環境づくりが必要。</li> <li>・高齢者も地域参加するよう推進する。</li> </ul>



## (2) ヒアリング調査

### ①調査概要

実施期間	①平成30年8月9日(木) ②平成30年8月10日(金)
実施方法	地域課題等について、福祉活動団体へヒアリング調査を行いました。
対象団体数	①5団体 ②5団体

### ②柴田町の環境について

課 題	主な意見内容
①65歳以上が感じる生活環境面 ②町の魅力と自然環境 ③近隣住民との関わり ④環境について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・車を所持していない方や運転できない方は、巡回バスがないため不便だと感じている。</li> <li>・災害が少ない、雪が少ないなどの天候状況が良いことから、「安心できる」「住みやすい」「いい町」と感じている。</li> <li>・特に高齢者では、近い年代の地域住民同士の関わりはあるが、若い人たちとの交流は少ないと感じている。</li> <li>・仙台大学があることで若い人が多く活気もあり、健康志向が強く介護予防に力を入れている。福祉が充実している。</li> </ul>

### ③柴田町の住みやすさや住民同士の関わりについて

課 題	主な意見内容
①地域住民の住みやすさと住民同士の関わり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路や歩道等をバリアフリー化にしたり、交通の便をよくする等、生活しやすい環境にしてほしい。</li> <li>・住民同士で支え合える地域、格差のない地域にしたい。</li> <li>・近所付き合いは今後もなくならないようにしたい。</li> <li>・参加意向が高くない方にも、地域活動に積極的に参加してほしい(少しでも興味をもってほしい、まずは知ってほしい)。</li> </ul>

## ④柴田町の地域福祉活動について

課 題	主な意見内容
①地域活動に対する理解度の低さ ②参加者層の偏り ③地域活動への興味関心の有無の把握 ④地域内で利用できる施設の選択肢の減少	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域で多くの活動が行われているが、活動に接する機会がない。地域活動に対する理解度の差がある。</li> <li>• 若い世代が役員になるということが少なく、新規の人がなかなか参加できていない。参加する人が固定化されてきて活動がなかなか広まっていけない。</li> <li>• 地域で出しているお便りに福祉施設のこと掲載しているが、住民がみているかどうか分からないため、施設でも活動をどうアピールしていけば効果的なのかと悩んでいる。</li> <li>• 高齢者数が増加することに並行して、必ずしも施設が増加しているわけではない。また、受け入れできる人数にも制限があり、入りたくても入れない人がいる。障がいをかかえる高齢者が孤立している事例等、課題が多様化している。</li> </ul>

## ⑤柴田町の地域福祉活動（対象別）について

課 題	主な意見内容
①障がい者への取り組み ②高齢者への取り組み ③子育てへの取り組み ④環境整備への取り組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 交流する場がなく、周りの理解が少ないので、地域全体で障がいに関する理解啓発が必要。</li> <li>• 障がい者雇用について、周りの理解と受け入れ態勢づくりが必要。</li> <li>• 近隣住民や若者との交流が希薄化している。また、気軽に集まれる場所が少ないため出かけるきっかけが少なくなっている。</li> <li>• 車を運転できなくなると、町内を移動するのが困難になる人もいるため、デマンド型乗合タクシーや社会福祉協議会の移送サービスの認知度をあげることが必要。</li> <li>• 子育てについて、母親や子ども同士のつながりがある人の年代に偏りがあり、横のつながりはあるが、世代間の縦のつながりは少ない。</li> <li>• （特に高齢者から）歩くのが大変だが、車がないため、介護タクシーを整備してほしい。</li> </ul>

## (3) ワークショップ（住民座談会）

## ①調査概要

実施期間	①船岡地区：平成30年8月6日（月） ②槻木地区：平成30年8月10日（金）
対象行政区	①1、2、3、4、5、6A、6B、7A、7B、8、9A、9B、10、11A、11B、11C、11D、12A、12B、28、29A、29B、29C、29D、30 ②13、14、15、16、17A、17B、18A、18B、19、20、21、22、23、24、25、26、27
実施方法	①船岡地区（柴田町地域福祉センター）と②槻木地区（槻木生涯学習センター）の2か所にて、ワークショップ形式で地域課題等について意見交換を行いました。
参加者数	①29名 ②14名

## ②船岡地区

課 題	主な意見内容
①参加者が少ない ②地理的、環境的な課題 ③高齢者の問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり暮らしの高齢者世帯が増加している。</li> <li>・行事に参加する男性が少ない。</li> <li>・行事に参加する人が限定されていることから、地区内では挨拶だけの付き合いが多く、コミュニケーションが取れず各家庭の状況把握ができない。</li> <li>・学生アパートが多く入れ替わりがあるため、学生たちとのコミュニケーションや連携、連絡が取れていない。</li> </ul>

## ③槻木地区

課 題	主な意見内容
①高齢者の増加 ②地域のコミュニティ ③ボランティアの育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者世帯が多く、地区内に若者が少ない。</li> <li>・隣同士での会話が少ないため、近所との関わりがない。</li> <li>・育児や仕事等の理由で、地域活動に参加してくれない。</li> <li>・参加者もある程度決まった人しか来ない。</li> <li>・ボランティアに協力してくれる人が少ない。</li> <li>・空き家が多く、草の処理に困っている。</li> <li>・交差点の標識が少ない。</li> </ul>



## 第3章 計画の基本的な考え方



## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

地域福祉を推進するためには、行政や福祉関係者のみならず、住民一人ひとりが地域福祉に関心を持ち、それぞれが地域の主役として活躍することが必要不可欠です。

また、性別や年齢、障がいの有無、国籍等、お互いの違いを個性として認め合い、個人の尊厳が尊重され、地域で分け隔てなく支え合って生活することができる地域社会のまちづくりも重要となっています。

住民一人ひとりが地域福祉を意識し、日頃より声をかけ合える付き合い、互いを知り合える福祉活動へ参加し地域での役割を認識することで、困ったときには自然に助け合える思いやり・支え合いのところが育まれ、地域福祉のまちづくりにつながります。

住民誰もが地域において役割を持ち、他人事ではなく我が事として主体的に参画し、互いに支え合いながら、住み慣れた場所で安心して暮らすことができるまちづくりとしての地域共生社会の実現を目指し、本計画の基本理念を「ともに支え合い、誰もが安心して暮らせるまち」とします。

ともに支え合い、  
誰もが安心して暮らせるまち

## 2 基本目標

本計画では、基本理念の実現に向け、以下の4つを基本目標とし、施策を推進します。

### 基本目標 1

#### 地域福祉を担う人材づくり

性別・年齢に関係なく、誰もが地域福祉について学び、参画することができるよう、子どもの頃から福祉のこころを育むための福祉教育の推進や生涯学習を通じ、高齢者等の活躍の場や地域福祉を支える人材の発掘を推進します。

また、多くの住民が主体的に地域福祉の担い手として自身の力を発揮できるようにするため、支援強化や活動を行うボランティア・NPO活動団体等への支援を行います。

### 基本目標 2

#### みんなで支え合うまちづくり

住民同士が理解し、尊重し合いながら、互いに支え合えるまちづくりのために、住民同士がつながり理解し合えるきっかけの場である交流・活動機会の充実を図ります。

また、住民が地域福祉に対して関心を持ち、地域の課題を我が事として主体的に関わる意識醸成を図ります。

さらに、ボランティア・NPO団体、学校等の交流活動への支援や関係機関同士の連携支援等、地域ネットワークの連携強化を図ります。

### 基本目標 3

#### 安全安心に暮らせるしくみづくり

誰もが必要なときに気軽に相談ができるよう、関係機関との連携を強化し、複雑化した困りごとにも対応が可能な相談体制の充実を図ります。

また、生活困窮者や要配慮者への横断的な支援を推進するとともに、判断能力が不十分な方を支えるための権利擁護の推進を図ります。

さらに、地域で安全・安心な生活ができるよう、災害時の支援体制や防犯対策の整備を図り、地域の防災力・防犯力の向上を目指します。

### 基本目標 4

#### 地域を支える基盤づくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、自治会や町内会等の地域と保健、医療、介護、福祉、就労等の関係機関等による横断的かつ包括的な支援体制を整備し、地域全体で地域福祉の推進に取り組みます。

また、支援を必要とする方へ円滑かつ適切なサービスの提供やわかりやすい情報提供の充実を図るとともに、誰もが住みやすく人にやさしい環境づくりを推進し、地域福祉の基盤づくりに努めます。



### 3 計画の体系

本計画の体系は、以下のとおりです。

基本理念	基本目標	基本方針
誰もが安心して暮らせるまち ともに支え合い、	1. 地域福祉を担う 人材づくり	(1) 福祉教育の充実 (2) 地域を担う人材の育成 (3) ボランティアやNPO活動等への支援
	2. みんなで 支え合う まちづくり	(1) 交流の場の充実 (2) 福祉に対する意識の醸成 (3) 地域ネットワークの連携強化
	3. 安全安心に 暮らせる しくみづくり	(1) 相談体制の充実 (2) 生活困窮者や要配慮者等への支援強化 (3) 権利擁護の推進 (4) 災害時の支援体制の整備と防犯対策の推進
	4. 地域を支える 基盤づくり	(1) 福祉サービスの利用促進 (2) 情報提供の充実 (3) 環境づくりの推進 (4) 地域づくりの推進

## 4 各福祉分野計画での取り組み

本計画では、地域でともに支え合い協働して取り組む「地域共生社会」の実現を目指し、各福祉分野の計画の上位計画として地域福祉を推進していきます。

各福祉分野の現計画で掲げている重点事項は次のとおりです。地域福祉のより一層の充実を図るため、総合的に推進していきます。

### 高齢者（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、介護、医療、住まい、生活支援、介護予防が地域で一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進や介護予防の推進、支え合う地域社会づくりを重点目標として推進します。

#### 《重点目標》

地域で支える介護・生活支援

#### 第1項 地域包括ケアシステムの深化・推進

1. 地域包括支援センターの機能強化
2. 認知症施策の推進
3. 医療と介護の連携推進
4. 生活支援サービスの促進
5. 高齢者の住まいの確保

#### 第2項 介護予防の推進

1. 地域支援事業の推進
2. 介護予防・日常生活支援総合事業
3. 包括的支援事業
4. 任意事業
5. 介護予防サービス

#### 第3項 支え合う地域社会づくり

1. 地域資源の見える化及びネットワーク化の推進
2. ボランティア団体との連携
3. 社会福祉協議会の取り組み
4. 高齢者虐待防止と権利擁護
5. 家族介護支援事業・家族介護継続支援事業

### 障がい者（柴田町障害者福祉計画・柴田町障害福祉計画・柴田町障害児福祉計画）

障がいの有無に関わらず、すべての住民が安心して、自分らしくいきいきと暮らせるよう、以下を基本理念として重点を置き、住みよいまちづくりの実現を目指します。

#### 《基本理念》

だれもが生きるよろこびを実感できる、自立と共生のまち柴田

1. 一人一人が輝き、自立した生活を送れること
2. 一人一人が自分の生き方を選べること
3. 一人一人が尊重しあい、支えあうこと

## 子育て（柴田町子ども・子育て支援事業計画）

家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての関係者が連携し、多様かつ総合的な子育て支援を進めます。

《社会全体で取り組むべき重要課題》

子どもの健やかな育ちと子育てを支える

《基本方針》

1. 子育て支援を質・量ともに充実
2. 地域社会の連携による多様かつ総合的な子育て支援
3. 「親育ち」のための周囲からの支援

《基本理念》

みんなで育てよう きらりと光るしばたの子

## 子ども（柴田町子どもの未来応援プラン～子どもの貧困対策整備計画～）

一人ひとりの子どもが心身ともに健やかにたくましく育ち、夢と希望を持って成長することができる地域社会の実現に向けて、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての関係者が連携し、社会のさまざまな構成員との協働による総合的な取り組みを行います。

《基本理念》

みんなで育てよう きらりと光るしばたの子

《主要施策》

1. 生活に困難をかかえる子どもの教育・学習支援の充実
2. 生活に困難をかかえる子育て家庭への生活支援の充実
3. 生活に困難をかかえる保護者等への就労支援の充実
4. 生活に困難をかかえる子育て家庭への経済的支援の充実
5. 関係機関等との連携強化

## 5 圏域の考え方

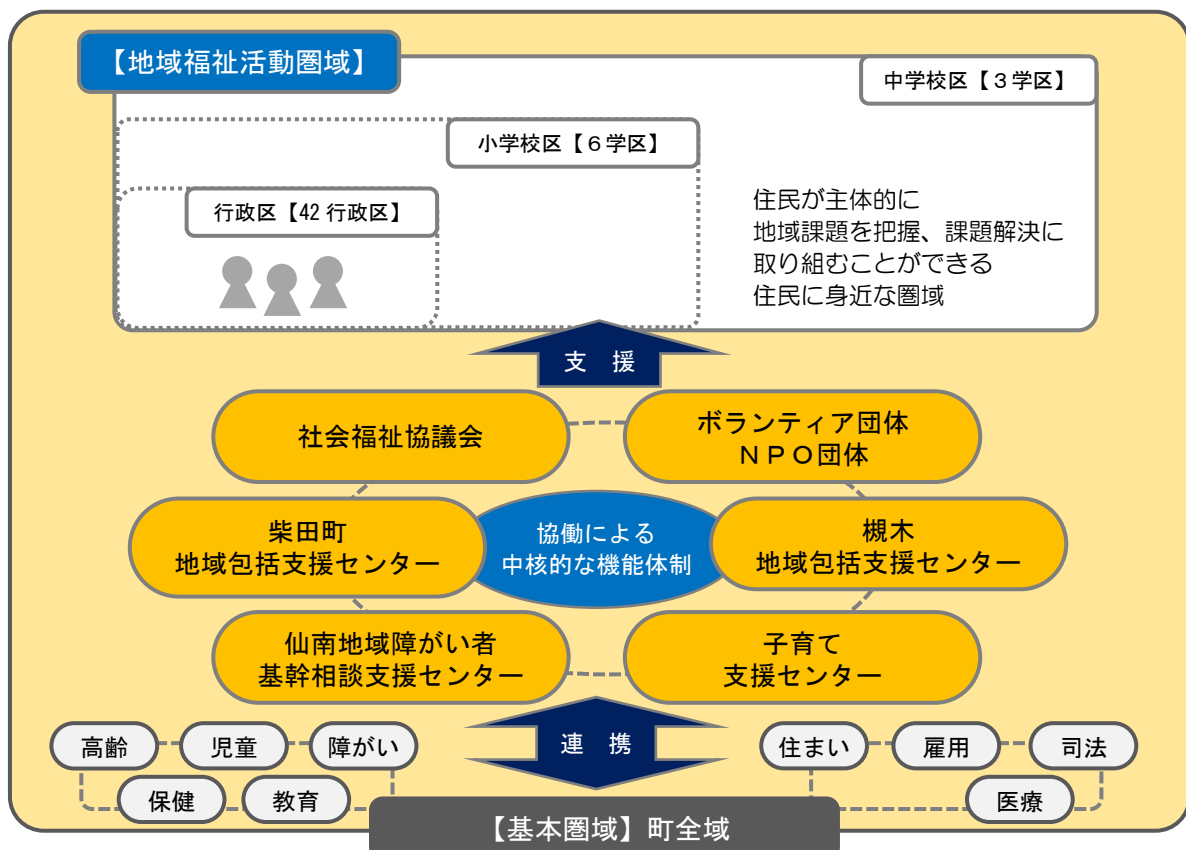
これまでの圏域は、行政が適切な福祉サービスを提供するための範囲として設定してきましたが、社会福祉法の改正により、地域住民による地域福祉活動の推進も大きな役割の一つと新たに追加され、地域住民が活動を行うための範囲についての考慮も必要となりました。

また、各地区により人口分布や高齢者・障がい者の状況、地域活動の状況等は異なり、各地区の実情を踏まえた取り組みを推進していくためには、地域の実情を考慮した区域を設定する必要があります。

本計画においては、本計画の関連計画である高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者福祉計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画等に基づき、行政が基本的なサービス提供や専門的・広域的な対応の範囲として柴田町全域を基本圏域として設定し施策を展開していきます。

また、地域の支え合い活動や見守り活動、防災・防犯活動といった地域住民の活動を行う範囲としては、細かい単位の地域コミュニティ区域を設定する必要があることから、小・中学校区および活動内容によっては最小単位の行政区を活動拠点の基本とする、地域住民同士が協力し合い、主体的に生活課題の解決の取り組みが可能な範囲である『住民に身近な圏域』を地域福祉活動圏域とします。

さらに、住民が効果的な地域福祉活動を展開することができるよう、社会福祉協議会やボランティア・NPO団体、各支援センターが協働で地域福祉活動圏域の取り組みを支援する体制づくりを推進するとともに、地域福祉活動圏域で解決が困難な事例を行政等の各関係機関へつなぐ役割を担う、中核的機能体制の整備に取り組みます。

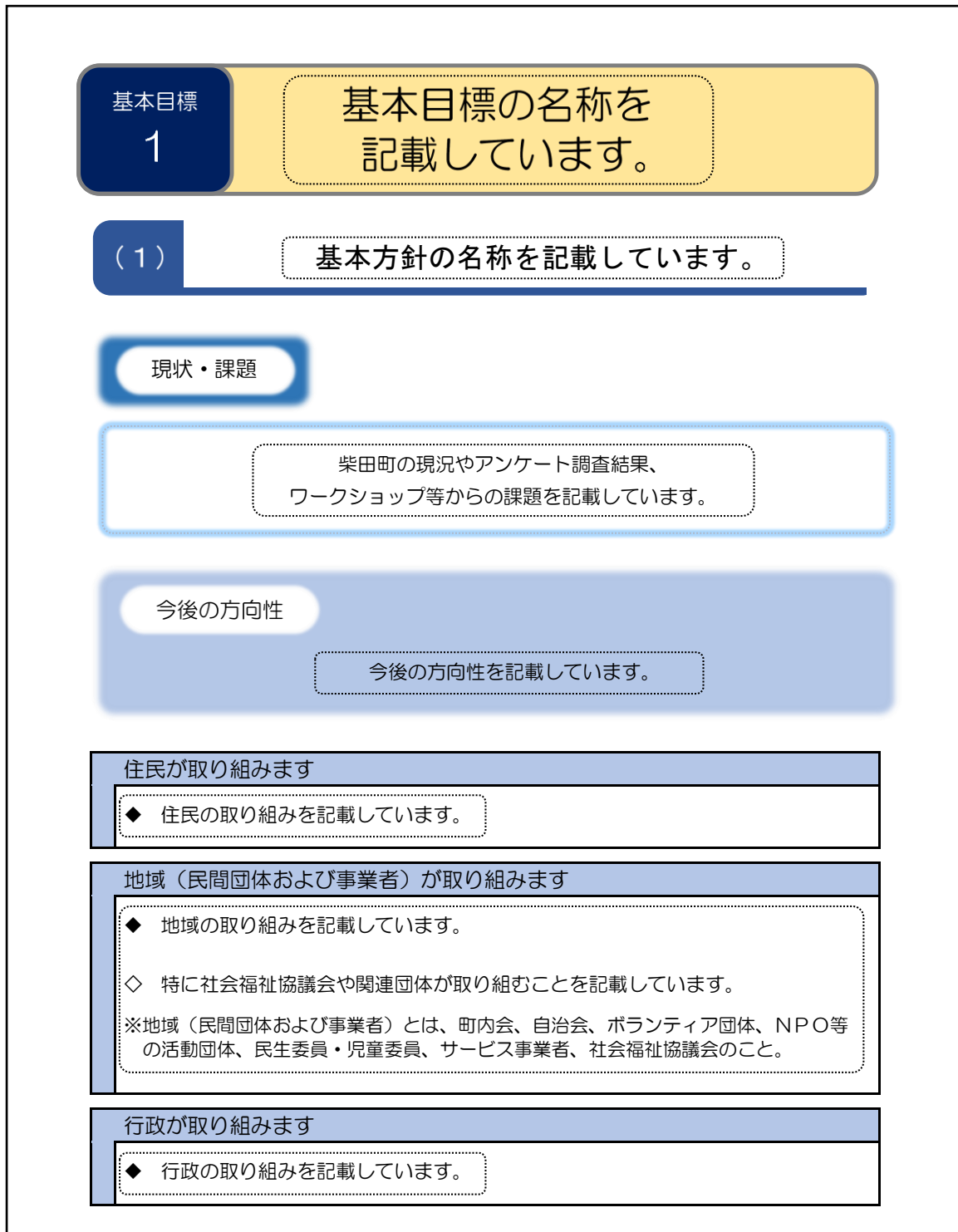


## 第4章 施策の展開



## 第4章 施策の展開

次ページからの「施策の展開」の見方は以下の通りです。



基本目標

1

# 地域福祉を担う 人材づくり

## (1) 福祉教育の充実

### 現状・課題

住民一人ひとりが地域や地域課題を考え、地域活動に参加するためには、子どもの頃から人権や道徳、福祉教育を学ぶ必要があり、また、大人になっても学習し、地域と関わりを深めることで、愛郷心や支え合い、人権を尊重する共生のところが育まれます。

アンケート調査結果（高齢者）では、生きがいが「ある」と回答した方は59.6%いますが、「思いつかない」方も30.3%存在します。

性別・年齢関係なく、誰もが福祉について学び、活動へ参画する環境の整備が必要です。

### 今後の方向性

子どもの頃から福祉への関心と理解を高め、福祉のこころを育むため、家庭や地域、学校における福祉教育や人権教育、ボランティア学習の推進を図ります。

また、生涯学習に関する情報提供や各種講座、イベント等の生涯学習事業を通して、福祉意識の醸成や福祉活動への参加を促進します。

注) 51 ページ以降の「今後の取り組み」の「地域（民間団体および事業者）が取り組みます」の◇は、特に社会福祉協議会や関連する各団体が取り組むもの。



## 今後の取り組み

## 住民が取り組みます

- ◆ 日常生活において地域でできることを意識し、地域福祉への関心を持ちます。
- ◆ 家族で人権や道徳、地域福祉について考え、話し合ってみます。
- ◆ 福祉に関する勉強会や交流会、地域活動に積極的に参加し、地域福祉や人権への理解を深めます。
- ◆ 各種講座等の生涯学習の場に積極的に参加します。
- ◆ これまでの経験や知識を活用し、地域に活かします。

## 地域（民間団体および事業者）が取り組みます

- ◆ 生涯学習や体験学習に関する情報発信やPR活動を行います。
- ◆ 行政等が開催する福祉に関する勉強会や交流会等に参加しやすいような働きかけを行います。
- ◆ 学習や交流の場の提供、ボランティアの受け入れを行います。
- ◆ 地域の中で活動する団体や行政等と積極的に連携を図り、福祉教育の充実を目指します。
- ◇ 福祉の理解を深める情報について、さまざまな手段で発信します。
- ◇ 学校や地域での福祉教育、ボランティア活動の普及・啓発を行います。
- ◇ いこいの日やサロン、福祉に関する勉強会、交流会等、住民が地域福祉を身近に感じられる機会や学ぶ機会を設けます。
- ◇ 参加しやすいような働きかけや環境の整備、関心や興味がわくような活動内容の工夫等を行います。
- ◇ シニア世代等を対象に、研修会の開催や生涯学習活動への参加を啓発します。

## 行政が取り組みます

- ◆ あらゆる世代を対象とした福祉教育やボランティア学習への支援を行います。
- ◆ 住民を対象とした地域福祉に関する学習の機会や活動体験の場等の環境の整備を行い、福祉の意識付けを推進します。
- ◆ 住民や団体の自主的活動を支援します。
- ◆ ボランティアやNPO等の活動団体と地域をつなげ、日常的な見守りや声かけといった福祉活動の習慣づくりを推進します。
- ◆ 障がい・障がい者に対する理解のための研修や認知症サポーター養成講座、介護職員研修等の各種研修を実施し、特に若い世代の福祉意識を育成します。
- ◆ 生涯学習に関する各種講座やイベント、ボランティア活動等の開催情報を提供し、住民同士の支え合いの意識や地域福祉を実践する力を育む場づくりを推進します。

注) 地域（民間団体および事業者）：町内会、自治会、ボランティア団体、NPO等の活動団体、民生委員・児童委員、サービス事業者、社会福祉協議会

## (2) 地域を担う人材の育成

### 現状・課題

地域福祉の推進にあたっては、地域で活動に取り組む担い手の確保が不可欠となっています。

しかし、地域での付き合いや交流が少なくなっている現在、福祉意識が育ちにくい、地域の生活課題が気づきにくい等、支え合い・助け合いの地域づくりが難しい状況となっています。また、支援を必要とする方が増加する一方で、活動の担い手や支援を行う福祉人材不足が課題となっています。

ワークショップ（住民座談会）でも、ボランティアへの参加者が少ない、若者や新たな担い手、役員のなり手がいない等、人材不足に関しての意見が多くあげられました。

### 今後の方向性

住民一人ひとりが自助、共助し合いながら地域福祉を推進するため、リーダー講座や修了生へのフォローアップ等の研修を通じて、地域福祉を推進する人材の発掘・育成を推進します。

また、ボランティア等の地域活動団体で幅広く活躍するリーダーや福祉人材の育成のための活動や地域組織化機能が発揮できるよう支援し、地域活動の充実を推進します。

## 今後の取り組み

## 住民が取り組みます

- ◆ 地域活動やボランティア活動に関心を持ち、積極的に活動に参加します。
- ◆ あいさつや見守り活動等、できることから参加し、近所の方と日常的に支え合い・助け合える関係を築きます。
- ◆ 住民一人ひとりが地域の役割を担っていることを認識します。

## 地域（民間団体および事業者）が取り組みます

- ◆ 地域活動を周知するとともに、積極的な参加を呼びかけます。
  - ◆ 団体間、行政等と連携し、地域活動に関する情報提供を行います。
  - ◆ 勉強会、交流会等を通じて、住民の福祉に関する知識を高めます。
  - ◆ 地域の中で活動する団体や行政等と積極的に連携を図り、人材育成の充実を目指します。
- ◇ あらゆる世代に対し、地域の中で福祉教育を進めます。
  - ◇ 地域住民の力で自らの地域を守る意識付けを図ります。
  - ◇ 勉強会や研修会を実施し、地域でリーダーとなる人材や講師、啓発の担い手を養成します。

## 行政が取り組みます

- ◆ 地域住民同士の交流の場や情報交換の場を整備し、地域において役割を創設できるよう協力と理解を促します。
- ◆ 担い手の発掘、確保のため、住民等の交流会や研修会の開催を支援するとともに、活動の周知に努めます。
- ◆ 民生委員・児童委員や社会福祉協議会、ボランティア・NPO団体等の担い手を育成するための取り組み支援や地域活動の充実に向けた環境整備を推進します。
- ◆ 社会福祉従事者や有資格者、専門職種等の福祉人材の育成・確保に向けた取り組みを推進します。
- ◆ 社会福祉協議会・福祉施設・事業所の社会福祉従事者が地域組織化機能を発揮し、地域において主体的に活動を行う体制づくりのための支援を図ります。

### (3) ボランティアやNPO活動等への支援

#### 現状・課題

本町における地域資源の状況は、行政区 42、自治会 4 団体、老人クラブ 21 クラブ、ボランティア・NPO 活動団体 30 団体、特定非営利活動団体法人 6 団体、民生委員・児童委員 77 人で、社会福祉協議会やNPO等によるさまざまな地域活動や行政や行政区と連携した多様な行事、イベントが実施されています。

しかし一方で、老人クラブやボランティア団体等への会員・加入者数の減少や地域活動への特に若者世代の参加率低下等の課題がみられます。

ワークショップ（住民座談会）では、高齢者世帯の買い物、ゴミ出し、通院、草刈り等の日常生活に支援が必要との意見があげられています。

地域の問題に柔軟に対応でき、地域のサポート役として活動を担っている社会福祉協議会やボランティア・NPO等の活動団体との連携や活動支援を強化する必要があります。

#### 今後の方向性

行政の制度が十分に行き届いていない支援が必要な方へもサポートできるよう、社会福祉協議会やボランティア・NPO等の地域で活動する団体との連携を強化し、複雑多様化した生活課題の解決に向け、幅広く支援を提供できる公私協働の体制づくりを推進します。

また、地域で活発に活動できるよう、新たな取り組みやコーディネート機能への支援を図るとともに、団体の新規参入のための支援を行い、地域活動団体の活性化を推進します。

## 今後の取り組み

## 住民が取り組みます

- ◆ 自分にできる身近な地域活動に参加します。
- ◆ 町内会や自治会、老人クラブ等の地域活動に積極的に参加します。
- ◆ 活動団体等が行うイベント等へ積極的に参加します。
- ◆ 関心のある地域活動、ボランティア活動の情報収集を行います。
- ◆ 福祉に関する勉強会や研修会、ボランティア育成講座に参加します。

## 地域（民間団体および事業者）が取り組みます

- ◆ 交流の場や活動内容等の情報提供を行います。
- ◆ きっかけづくりや体験の場を提供し、住民が気軽に参加できる環境をつくります。
- ◆ ボランティアや地域活動団体等との交流を積極的に図ります。
- ◇ ボランティア育成講座や研修会の充実を図り、次世代のリーダー育成、地域活動の担い手を育成します。
- ◇ 地域活動団体等との交流や活動支援を行い、団体間のネットワークづくりを推進します。
- ◇ 学校等と連携し、小学生、中学生、高校生等のボランティア体験、活動参加の機会づくりを支援します。
- ◇ ボランティアコーディネーターを配置し、支援を必要とする人と支援する人の二ーズをコーディネートする機能の強化を図ります。
- ◇ 団体への加入や募金の啓発を図ります。

## 行政が取り組みます

- ◆ 社会福祉協議会やボランティア・NPO団体等の新たな取り組みや公益的な取り組み、活動拠点に関する支援のほか、コーディネート機能や地域福祉を支える基盤体制の強化のための支援を行います。
- ◆ 地域の活動が効果的な活動になるため、情報共有の場や講習会への支援のほか、活動に必要な情報提供等を行い、活動の活性化につながるよう支援します。
- ◆ 地域福祉の担い手となる地域住民やボランティア・NPO等の各種団体、事業者等の相互連携支援や地域住民の自主的活動と公共サービスとの連携を図ります。
- ◆ 団体・事業者へのサービスの振興、新規参入の促進を図ります。
- ◆ まちづくり推進センターでは、団体の新規参入のための支援や、地域で活動する団体の支援を行います。

基本目標

2

# みんなで支え合う まちづくり

## (1) 交流の場の充実

### 現状・課題

日頃からのご近所付き合いや身近な地域での交流は、地域福祉の最も基本的なことで、地域福祉活動へ参加するきっかけとなります。

しかしながら、ワークショップ（住民座談会）では、地域活動に若者や男性の参加が少ない、世代間交流の場が少ない、新たな住民との交流不足等の意見があげられ、住民同士のつながりの希薄化が地域課題となっています。

アンケート調査結果（高齢者）では、地域の健康づくりや趣味等のグループ活動への参加は、“参加したい”人が57.9%（参加してもよい：48.9%、是非参加したい：9.0%）と参加の意欲はあるものの、地域活動への参加頻度は、「町内会・自治会」には年に数回参加している人が21.6%いますが、「学習・教育サークル」「老人クラブ」「収入のある仕事」に参加していない人は5割以上となっています。

### 今後の方向性

住民、社会福祉協議会等の地域組織と連携し、新たな活動拠点となる場の検討や生活課題を解決する取り組み等、支え合い、助け合い活動の基盤となる自治会や町内会の自治活動をはじめとする地域活動が円滑に行えるよう、活性化のための支援を推進します。

また、子ども、若者世代から高齢者まで幅広く、気軽に参加できる活動内容の工夫等、交流・活動の拠点整備や既存の施設や空き家・店舗等の活用を促るとともに、講座やサロン、イベント、世代間交流等の活動への参加を促進し、地域住民の交流づくりを促進します。

## 今後の取り組み

## 住民が取り組みます

- ◆ 普段から地域や近所の方とあいさつを交わすことをこころがけ、コミュニケーションをとります。
- ◆ 自治会・町内会等に参加し、身近な地域での活動へ積極的に参加します。
- ◆ 隣近所と声をかけ合い、地域活動や地域イベントと一緒に参加します。
- ◆ 障がいがある方、高齢の方等の交通手段の問題等、地域活動に参加しにくい人に対して支援を行い、活動への参加を促します。
- ◆ これまでの経験や知識を活かせる場や関心のあるサークル・趣味の場を探し、参加してみます。
- ◆ 地域福祉活動に関心を持ち、学校等の世代間交流、ボランティア活動に協力し、幅広いつながりをつくります。

## 地域（民間団体および事業者）が取り組みます

- ◆ 民生委員・児童委員等による日常的な見守り活動を行います。
- ◆ 気軽に集い、楽しく参加できる行事を開催します。
- ◆ 地域活動や出会いのきっかけとなる場の情報を地域に発信します。
- ◆ 地域の集まりやサロン活動等ができる場をつくります。
- ◇ 情報交換や学び合いができる場を企画します。
- ◇ 既存イベントの見直し、地域のニーズに合った研修会の企画等を随時行います。
- ◇ 地域での新たな取り組みの支援や、関係者の組織化を目指した行事や講座を企画します。

## 行政が取り組みます

- ◆ 地域の集まりやサロン活動等の地域活動に必要な支援を行います。
- ◆ 地域活動・自治活動を活発に行えるよう、活動の場づくりや他の地域での事例の情報提供等、地域活動に必要な支援を行います。
- ◆ 既存の施設等の地域の拠点を活用し、多世代が気軽に交流を行える行事の企画・運営、また、地域の取り組みへの参画を行います。
- ◆ 住民と学校等、地域住民との交流を深めるよう、社会福祉協議会や教育委員会等の関係組織と協働で取り組みを行い、相互交流の場の整備を図ります。
- ◆ 地域の課題、要望、参加者等に応じ、新規の交流の場の立ち上げに協力します。

## (2) 福祉に対する意識の醸成

### 現状・課題

地域の支え合い・助け合い意識の醸成を図るためには、互いを理解し、協力し合える福祉に関する啓発を地域全体に推進する必要があります。

まちづくりアンケート調査結果では、地域福祉、高齢者支援、障がい者支援、子育て支援体制への満足度は約2割と低くなっています。

また、アンケート調査結果（障がい者）では、障がい者の社会参加に対する一般の理解について、「理解が深まってきていると思う」が12.5%にとどまり、「理解が深まっていると思わない」が23.7%と上回っています。差別や偏見、疎外感を感じる時については、「外での人の視線」「仕事や収入面」「交通機関の利用等」「町職員の応対・態度」「地区の行事・集まり」等、外出時や就労時に差別や偏見を感じている状況です。

### 今後の方向性

住民一人ひとりが、地域の課題を自分の課題として捉え、地域福祉に関心をもち、地域に暮らすさまざまな立場の人について偏見や差別をすることなく、お互いに理解・尊重し合える「お互いさま」の地域づくりの実現のため、福祉活動を学ぶ機会の整備や地域の構成員としての意識醸成のための啓発を図ります。



## 今後の取り組み

## 住民が取り組みます

- ◆ あいさつや声かけ等、近所付き合いを積極的に行います。
- ◆ 地域活動やイベント、福祉活動に積極的に参加します。
- ◆ 福祉への興味・関心を持ち、身の回りのことから助け合い・支え合いの気持ちを育みます。
- ◆ 高齢者や障がい者等、支援を必要としている人に対する理解を深めます。
- ◆ これまでの経験や知識を活用し、地域に貢献する役割を認識します。
- ◆ 「認知症サポーター養成講座」に参加し、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域の認知症の方や家族に対してできる範囲での手助けに協力します。

## 地域（民間団体および事業者）が取り組みます

- ◆ 地域活動や体験の場、交流の場の情報提供を積極的に発信、参加を促し、地域住民の福祉への関心を高めます。
- ◆ 子どもから高齢者まで、誰もが気軽に参加できるような活動や交流づくりに取り組み、福祉に触れ合う機会や福祉を学ぶ機会を提供します。
- ◆ 行政や活動団体等が行うボランティア体験等へ協力します。
- ◇ 地域住民を対象に、地域福祉に関する講演や研修等、地域福祉を学ぶ機会を設け、地域での助け合い、支え合いの意識を育みます。
- ◇ 地域イベントの体験や福祉活動等を通じて、障がい、認知症等、支援が必要な方への理解のための取り組みや福祉の重要性の啓発を行います。
- ◇ 福祉に対する理解が深まる魅力ある内容の地域活動や機会づくりに取り組みます。
- ◇ 地域の活動団体同士、福祉のところが地域で共有されているか話し合い、地域福祉に対する意識向上に取り組みます。

## 行政が取り組みます

- ◆ 福祉関連情報誌、ホームページ、広報紙等のさまざまな媒体や体験の機会を通じ、障がいや障がい者に対する理解促進や地域福祉の意識向上のための啓発を行います。
- ◆ 障がいがある人・ない人が互いに認め合いながらともに生きる「共生社会」の実現のため、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くため何らかの対応を必要としている意思が伝えられた時に、負担が重すぎない範囲で対応する「合理的配慮」についての理解促進に努めます。
- ◆ 住民に対する研修会や学習会等の開催を支援し、地域コミュニティの重要性を周知し、主体的な福祉活動への参画を促します。
- ◆ 福祉の会議や研修会等へ職員も参加し、地域福祉に対する理解促進に努めます。
- ◆ 住民や団体の自主的な活動を支援し、活動しやすい環境づくりや交流の場、機会の提供を行います。

### (3) 地域ネットワークの連携強化

#### 現状・課題

住民にとって一番身近な存在である自治会や町内会、民生委員・児童委員による地域活動は、平常時の見守りだけではなく、災害時等において要配慮者へ早期対応する等、地域福祉での重要な役割を担っています。

また、地域の課題に応じた対応をするためには、地域の活動団体が協力して対応することも重要となっています。

ワークショップ（住民座談会）では、少子高齢化や核家族化によるひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみ世帯の増加、ひとり暮らし高齢者の孤立化等の地域における付き合いの希薄化が課題としてあげられており、地域ネットワークの連携強化を図る必要があります。

#### 今後の方向性

高齢者や障がい者、子育て世帯等の地域で課題をかかえた方が、早期の段階で制度を理解し、サービスに円滑につながるよう、自治会・町内会、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO等の地域活動団体との連携を強化し、住民主体による地域ネットワークづくりを推進します。

また、地域間情報の連携を促進し、いち地域の課題を全体の課題として捉え、活動団体へ支援を図ることで、地域コミュニティ活動全体の活性化を推進します。

## 今後の取り組み

## 住民が取り組みます

- ◆ 近所付き合いを大事にし、ちょっとした困りごとがあった場合に手助けし合います。
- ◆ 隣近所と声をかけ合い、地域活動や地域イベントと一緒に参加します。
- ◆ 自治会・町内会等に参加し、身近な地域での活動へ積極的に参加します。
- ◆ さまざまな活動を体験し、できることから福祉活動に参加します。
- ◆ 自分の地域の民生委員・児童委員を知り、身近な相談相手として相談します。
- ◆ 社会福祉協議会やボランティア・NPO等、地域で活動する団体について関心を持ち、活動内容を調べてみます。

## 地域（民間団体および事業者）が取り組みます

- ◆ 民生委員・児童委員等と連携し、日常的な見守り活動を行います。
- ◆ いこいの日や地域のイベント等、高齢者の閉じこもり防止や地域交流・仲間づくりの取り組みの充実を図り、地域間交流を深めます。
- ◆ 連携会議等に参加し、関係機関・団体との情報共有を図り、地域ネットワークの強化を行います。
- ◇ 活動や出会いのきっかけとなる場の情報を、入手のしやすさや興味がわく内容等を考慮し地域に発信します。

## 行政が取り組みます

- ◆ 地域住民主体のネットワークづくりを関係機関・団体とともに協議し、協働体制を推進します。
- ◆ 円滑な情報交換や相互交流のため、推進会議等による協働体制の場を整備します。
- ◆ 地域住民と大学、活動団体、関係機関との連携のための支援を行います。
- ◆ 住民、団体、事業者、民生委員・児童委員、関係団体が行う地域活動へ支援を行い、地域活動の活性化を図ります。

基本目標

3

# 安全安心に暮らせる しくみづくり

## (1) 相談体制の充実

### 現状・課題

地域の生活課題は多様化・複雑化しており、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等の分野ごとの相談・支援体制だけでは対応が難しいケースが増えてきています。

また、地域において、ひとり暮らし高齢者や地域で孤立している方の増加が課題のひとつとなっていますが、誰にも相談できずに困りごとをかかえているケースも存在すると予測できます。

アンケート調査結果（高齢者）でも、家族や友人・知人以外の相談相手として「そのような人はいない」と回答した人は28.8%存在しています。

さらに、アンケート調査結果（障がい者）では、福祉サービスについて相談しやすい体制をつくるために必要なこととして、身近なところで相談できることや、専門的・継続的に相談できる体制を求められています。

### 今後の方向性

福祉サービスの利用についての情報提供を行うとともに、相談窓口や相談機関の周知に努めます。

また、民生委員・児童委員、社会福祉協議会や地域包括支援センター、福祉行政部門の連携を強化し、支援が必要な方や地域の生活課題の早期把握に努めるとともに、さまざまな相談に対応可能な総合的な相談体制の整備を目指します。

さらに、高齢者や障がい者、子育て家庭、生活困窮者、社会的孤立者等がかかえる複合的な相談に身近な地域で対応できるよう、各分野とのネットワークによる横断的かつ包括的な相談支援体制を推進します。

## 今後の取り組み

## 住民が取り組みます

- ◆ 困りごとを一人でかかえ込まず、身近な人や近くの相談機関に相談します。
- ◆ 家族や近所で困っている方の相談にのったり、相談先を教えてあげたり、相談機関につなげます。
- ◆ 日頃より、困った時に相談できる人や相談窓口、相談機関を確認しておきます。

## 地域（民間団体および事業者）が取り組みます

- ◆ 地域で困りごとをかかえる人を把握し、相談にのったり、地域で解決できない課題については関係機関の相談窓口につなげます。
- ◆ 相談窓口や体制について情報発信し、気軽に相談しやすい雰囲気づくりを行い、身近な相談体制の仕組みづくりを行います。
- ◆ 地域の活動団体との連携を強化し、情報の共有を図ります。

## 行政が取り組みます

- ◆ 福祉サービスの利用に関する情報の提供を行うとともに、相談窓口・相談機関の周知に努め、誰でも気軽に相談できる体制づくりを行います。
- ◆ 民生委員・児童委員や社会福祉協議会、地域包括支援センター等と連携し、地域における住民の生活課題や福祉サービスが必要な方の早期把握に努めるとともに、さまざまな相談に対応できる総合的な相談支援体制の整備を検討します。
- ◆ 高齢者や障がい者、子育て家庭、生活困窮者、社会的孤立者等、地域の生活課題の解決に向けた情報提供や助言を行うとともに、医療・保健・介護・教育・就労等の各分野と連携し、協議・検討の場での複合化した生活課題の情報共有や支援内容の調整・検討等を図り、身近な地域における横断的かつ包括的な相談支援体制を整備します。

## (2) 生活困窮者や要配慮者等への支援強化

### 現状・課題

生活困窮者は、就労や住まい、生活費等の経済的な問題だけではなく、健康問題、家族問題等、複合的にかかえている場合があり、また、家族や地域とのつながりが疎遠で、引きこもりや誰にも相談ができない等、地域で孤立している状況が多くみられます。

アンケート調査結果（子ども）でも、地域での付き合い状況は、「ある程度付きあっている」が生活困難層で 47.1%と非生活困難層（63.7%）より少なく、一方で「あまり付き合いがない」は生活困難層で 32.9%と、非生活困難層（24.2%）より多く、地域において付き合いの希薄さがうかがえます。

また、相談できなかった理由として生活困難層は、「誰に相談すればわからない」「方法や場所がわからない」「場所が遠い」があげられ、相談窓口の周知や相談支援体制を整備する必要があります。

### 今後の方向性

生活困窮者や要配慮者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、町内会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、専門機関、庁内各課等の関係機関とのネットワークを強化し早期発見・状況把握に努めるとともに、複合的な課題に対応できる相談支援の体制や本人・家族の就労、住まい、経済状況等に合わせた自立支援事業を横断的に取り組みます。

また、高齢者や障がい者、子育て家庭すべてに共通して求められる、引きこもりやサービス利用拒否者等の既存制度に位置付けられない、いわゆる「制度の狭間」の問題への対応、自殺対策、犯罪をした者の社会復帰のための支援を地域福祉の施策と一体的に推進します。

## 今後の取り組み

## 住民が取り組みます

- ◆ 日頃からひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、子育て世帯等へ声かけを行い、顔のみえる関係をつくります。
- ◆ 積極的に見守り活動に参加・協力します。
- ◆ 地域で困っている方や相談が困難な方をみかけたら、民生委員・児童委員や行政等に連絡します。
- ◆ 生活困窮者自立支援制度や生活保護制度を正しく理解して利用します。

## 地域（民間団体および事業者）が取り組みます

- ◆ 地域の見守り等の活動により生活に困っている人等を発見した場合、相談にのったり、自立相談支援窓口等の専門機関へとつなげます。
- ◆ 活動団体、学校、行政等の福祉関係機関との連携や支援に関する情報共有を行い、支援が必要な方の早期発見・対応に努めます。
- ◇ 生活福祉資金貸付制度、日常生活自立支援事業等の情報提供や、関係者と協力し自立のための支援の充実や相談体制の充実を図ります。

## 行政が取り組みます

- ◆ 自治会・町内会、民生委員・児童委員、活動団体、学校、行政等の関係機関と連携し、支援が必要な方や生活困窮者の早期発見に努めます。
- ◆ 生活困窮者や社会的孤立者等の複合化した生活課題にも対応でき、専門的な支援や必要なサービスにスムーズにつながるよう、地域包括支援センター、子育て支援センター、県の福祉関係機関、関係各課の各分野が連携し、複合的な課題についての情報共有や支援検討の体制整備を図り、横断的な相談体制を推進します。
- ◆ 各分野と連携し、生活困窮者や高齢者、障がい者、児童家庭等の生活や住居に配慮を要する方への居住の確保や就労支援、経済的支援を横断的に実施し、生活の安定のための助成等の取り組みや自立支援事業の充実を図ります。
- ◆ 自殺の未然防止のため、状態が深刻化する前の早期発見体制や居場所づくり、地域ネットワークづくりの取り組みを地域福祉と一体的に実施し、地域協働による自殺対策の効果的・効率的な推進体制を整備します。
- ◆ 支援を必要とする犯罪をした方が地域で生活ができるよう、保健医療、福祉サービス、住居、就労等の支援等、社会復帰の取り組みを地域福祉と一体的に実施し、総合的な推進体制を整備します。

### (3) 権利擁護の推進

#### 現状・課題

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者、子ども等の虐待は社会問題として深刻化しています。虐待は個人の権利・尊厳を侵害するもので、虐待防止に向けた対策が必要ですが、本人からの被害の申告や相談がない場合、問題の顕在がしにくいため、地域においての見守りも重要となります。

本町では、認知症高齢者や障がい者等、判断能力が十分ではない方への支援として、成年後見制度や日常生活自立支援事業、障がい者虐待防止センター事業等、関係機関と連携し権利を守る体制づくりを推進してきましたが、2016年(平成28年)5月に「成年後見制度の利用促進に関する法律」が施行され、成年後見の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進されることが定められました。

地域で判断能力が十分ではない方が地域で自分の能力に応じた自立生活を送ることができるよう、早期発見・対応のための地域ネットワークや権利擁護のための支援体制をより一層強化していく必要があります。

#### 今後の方向性

虐待を受けた方や判断能力が十分ではない方等の早期発見および迅速な問題解決のため、地域の見守り体制の強化や関係機関との連携強化を図り、地域連携ネットワーク体制の整備を図るとともに、虐待の予防対策や虐待を行った保護者等がかかえている課題にも着目した支援についても一体的に推進します。

また、そういった方々が地域で安心して暮らしていけるよう、相談支援体制や権利や財産を守るための成年後見制度、福祉サービス利用援助等を行う日常生活自立支援事業等の制度・サービスの周知を図るとともに、住民の理解促進と適切な利用の促進に努め、住民の権利を擁護する支援体制を推進します。



## 今後の取り組み

## 住民が取り組みます

- ◆ 地域の見守り活動へ積極的に参加します。
- ◆ 隣近所で虐待等の疑いや異変に気づいたら、民生委員・児童委員や行政等の専門機関に連絡します。
- ◆ 虐待、認知症、権利擁護等の講座や学習会に積極的に参加し、理解を深めます。
- ◆ 成年後見制度や日常生活自立支援事業について理解し、必要に応じて利用します。

## 地域（民間団体および事業者）が取り組みます

- ◆ 地域で虐待等の疑いや異変に気づいたら、行政等の専門機関に連絡します。
- ◆ 虐待や成年後見制度、権利擁護に関する周知・啓発を図り、事業所や家庭内における虐待防止に努めます。
- ◆ 民生委員・児童委員や学校関係者等の関係機関との連携体制を強化し、情報共有を図ります。
- ◇ 地域の見守り活動への住民の参加を促進します。
- ◇ 虐待、認知症、権利擁護等についての講座や研修会を実施し、正しい知識と理解の普及啓発に取り組みます。
- ◇ 認知症や障がい（知的・精神）等の判断能力が十分でない方が、地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービス利用に関する相談・助言、それにとまなう日常的な範囲の金銭管理や生活変化の見守りを行う、日常生活自立支援事業「まもり一歩」の推進に取り組みます。

## 行政が取り組みます

- ◆ 民生委員・児童委員、学校、サービス提供事業所、警察、消防、郵便等の関係機関と連携し、虐待・DVの早期発見・対応のための虐待防止ネットワークの強化を図るとともに、高齢者、障がい者、児童に対する統一的な対応や虐待の予防対策、家庭内で虐待を行った保護者・養護者への支援を推進します。
- ◆ 住民、民間事業者・団体、子ども等を対象に、虐待や認知症、権利擁護等についての講座や研修会を実施し、地域における権利擁護に関する正しい知識と理解の普及啓発に取り組みます。
- ◆ 判断能力が不十分な高齢者や障がい者等に対し、成年後見制度や日常生活自立支援事業、権利擁護に関する相談窓口等の周知・利用促進を図るとともに、適切なサービス利用を支援するための仕組みづくりを推進します。
- ◆ 判断能力が不十分な障がい者や高齢者等のほか、判断能力に不安があり金銭管理が必要な方や身元保証人が不在のため生活に困難をかかえている方に対する成年後見に関する取り組みについては、成年後見制度利用促進基本計画（第6章に記載）に基づき、施策を推進するものとしします。

## (4) 災害時の支援体制の整備と防犯対策の推進

### 現状・課題

災害等の緊急時の支援を円滑に行うためには、日頃から地域交流を深め、顔のみえる関係を築き、地域が一体となって支え合う、助け合う体制づくりを進めることが大切で、同時に防犯への効果も期待できます。

近年、温暖化にともなう局地的な豪雨や大雨による冠水被害が発生しており、本町では、東日本大震災の経験より自主防災組織が結成されましたが、若者世代の活動への参加は減少しており、住民の防災意識の向上を図る必要があります。

防犯については、近年、子どもや高齢者、障がい者をねらった犯罪が多く発生しており、ワークショップ（住民座談会）でも、交差点の標識が少ない、空き家の放置、不審者がいる等の防犯に関する意見があげられました。

また、まちづくりアンケート調査結果でも、将来望むまちとして「災害に強く、犯罪のない住環境が整備された安全・安心なまち」が1位にあげられ、地域住民における防災・防犯への意識は高いと考えられます。

### 今後の方向性

災害や防災の正しい知識の習得や防災意識の向上のため、防災訓練の実施や参加の促進を図るとともに、何らかの支援が必要な要配慮者や避難行動要支援者の把握、避難行動要支援者名簿の整備、福祉避難所の確保、福祉サービスの継続と関係機関の連携等、柴田町地域防災計画に基づき、円滑に支援が行われるよう防災支援体制の整備を推進します。

また、地域の中での日常的な見守り体制づくりや防犯パトロールを推進するとともに、行政や警察等が連携し、防犯に対する働きかけを強化し、地域の防犯体制を推進します。

## 今後の取り組み

## 住民が取り組みます

- ◆ 日頃から顔がみえる関係づくりを進め、避難支援が必要な人を把握します。
- ◆ 防災訓練・避難訓練に積極的に参加します。
- ◆ 見守りや災害ボランティアに登録します。
- ◆ 防災マップ等を活用し、避難場所や避難経路、連絡方法等について確認します。
- ◆ 家庭において、住宅の耐震改修や家具の固定等の安全確保のほか、防災用品や食料等の備蓄に取り組みます。
- ◆ 地域の防犯パトロールに積極的に参加します。
- ◆ 近所で不審者をみかけた場合は、家族や隣近所で情報共有し、警察や行政へ情報提供します。

## 地域（民間団体および事業者）が取り組みます

- ◆ 日頃から声かけ、見守り活動を行い、避難支援が必要な人を把握します。
- ◆ 防災訓練の実施や住民への防災意識の啓発を図り、自主防災組織の活性化に努めます。
- ◆ 防犯パトロールを行い、子どもや高齢者等への見守り活動を行います。
- ◆ 不審者をみかけた場合は、地域で情報共有し、警察や行政へ情報提供します。
- ◆ 地域で事故が起こりやすい場所等を点検し、警察や行政へ情報提供します。
- ◇ 民生委員・児童委員、活動団体や事業所、学校、行政等との連携強化を図り、地域の防災機能の強化を図ります。
- ◇ 災害ボランティアセンターおよび災害ボランティア等の運営や普及啓発を進めます。

## 行政が取り組みます

- ◆ 「柴田町地域防災計画」に基づき、災害発生時に避難支援が必要な要配慮者を把握し、避難行動要支援者の名簿作成や災害時における支援体制を推進します。
- ◆ 避難行動要支援者の理解を得ながら、社会福祉協議会、町内会、民生委員・児童委員等の関係団体の日常的な見守りで得た情報の共有を図り、相互連携の強化を図ります。
- ◆ 防災マップや広報紙、ホームページ等で防災・災害に関する情報提供や啓発を行い、地域の防災知識を高めます。
- ◆ 子どもや高齢者等を対象に防災・防犯対策に関する講座や交通安全教室等を実施し、防災・防犯や交通安全に対する知識の普及と意識啓発を図ります。
- ◆ 地域からの情報を活用しながら空き家状況の把握を行い、警察等の機関と連携し、防犯のための対策を進めます。
- ◆ ボランティア等の活動団体への支援を図り、地域における防災・防犯体制を推進します。

基本目標

4

# 地域を支える 基盤づくり

## (1) 福祉サービスの利用促進

### 現状・課題

地域における生活課題は多様化・複雑化していますが、課題をかかえる住民が地域で安心して生活することができるよう、必要な支援を適切に利用できる体制づくりが求められます。

そのためには、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等のそれぞれの分野と連携し、福祉サービスの充実を図る必要があります。

まちづくりアンケート調査結果では、将来望むまちとして2位に「人にやさしい保健・医療・福祉が充実した健康・福祉のまち（22.3%）」があげられています。

### 今後の方向性

支援を必要とする地域住民が適切かつ円滑にサービスを利用できるよう、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等、それぞれの取り組みは計画ごとで推進しますが、本計画とこれらの分野との連携を強化し、横断的な福祉サービス等を展開します。

また、利用したい方が適切にサービスを選択し、必要なサービスを利用できるよう、サービス提供事業所へ事業所情報やサービス内容、苦情への対応、評価等の情報開示を働きかけ、サービスの水準や質の向上を図るとともに、関係機関と連携し事業者の指導・監督等を行い、サービス事業所および従事者の資質の向上に取り組みます。

## 今後の取り組み

## 住民が取り組みます

- ◆ 広報紙やホームページ等を活用し、制度やサービスの情報を入手します。
- ◆ 制度やサービスについての説明会や勉強会に参加し、サービスの正しい利用方法や仕組みを学びます。
- ◆ サービス利用の際は、事業者から不明点等の話を十分に聞き、事業者の選択は慎重に行います。
- ◆ サービス利用時の要望・苦情は、事業者へ話して解決しない場合、行政や専門機関に相談します。

## 地域（民間団体および事業者）が取り組みます

- ◆ 提供サービスの情報を利用者や家族等にわかりやすく伝えます。
- ◆ 利用者がサービスを選択するために必要な情報を公開します。
- ◆ 利用者ニーズや満足度の把握や従事者への研修会等、質の高いサービスを十分に提供できるよう取り組みます。

## 行政が取り組みます

- ◆ 広報紙やホームページ、出前講座、懇談会等で、制度やサービス内容、サービス事業者等の情報提供を推進します。
- ◆ 適切な制度、サービスが提供できるよう、サービス提供事業所、医療、関係課等の各分野の関係機関が連携し、サービス提供の充実を図ります。
- ◆ 共生型サービスや多機能型サービス、世代間の共生ができる場の整備等、各分野の関係機関が連携し、分野横断的な福祉サービスの円滑な提供に努めます。
- ◆ 事業者・従事者への研修等を開催し、従事者の専門性の向上を図ります。
- ◆ 事業所へのサービス内容・評価の開示や第三者評価制度の周知を図るとともに、事業者の指導・監督を行い、支援が必要な方が適切なサービスを選択・利用できる体制の整備を推進します。

## (2) 情報提供の充実

### 現状・課題

高齢者や障がい者をはじめとする支援が必要な方が、自らの意思で適したサービスを選択するためには、情報が誰でも得やすく、わかりやすい内容でなければなりません。

本町では、広報紙やホームページ、各種冊子やパンフレット等を発行し、情報提供・啓発を行っていますが、アンケート調査結果（障がい者）では、福祉サービスに関する情報の入手手段として多いのは、「家族」「町の広報紙、チラシ」「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」「役場の窓口」「サービスを受けている施設」等となっており、障がいの種類によって取得方法が異なるため、さまざまな媒体で情報提供する必要があります。

高齢者、障がい者やその家族、子育て世代等で支援が必要な方が、必要な情報を円滑に取得できるような提供体制の整備が必要です。

また、地域福祉を推進するにあたり、地域福祉への関心が低い方も興味を持てるような内容や効果的な情報発信をする必要があります。

### 今後の方向性

高齢者や障がい者、子育て世代をはじめとする支援が必要な方に配慮した、多様な方法による情報提供に努めます。

また、年代や対象者ごとに、わかりやすい内容やみやすさ等を配慮し、効果的に情報が得られるよう工夫していきます。

さらに、住民の地域福祉に対する意識向上のため、関係機関と連携し、地域福祉に関する情報提供の充実を図ります。

## 今後の取り組み

## 住民が取り組みます

- ◆ 広報紙や回覧板等、さまざまな媒体により、福祉に関する情報を収集します。
- ◆ 不明点や知りたい情報があれば、行政や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、サービス事業者等に聞いてみます。
- ◆ 行政や社会福祉協議会等の情報内容や提供体制等について、気づいた点があれば意見を伝えます。

## 地域（民間団体および事業者）が取り組みます

- ◆ 回覧板やインターネット、ホームページ等の広報活動等を通じ、地域の活動情報やイベント、福祉サービス等についての情報を積極的に発信します。
- ◆ 多様な媒体を積極的に活用し、わかりやすい情報提供に努めます。
- ◇ 個人情報に配慮しつつ、地域での情報共有を進めます。

## 行政が取り組みます

- ◆ 広報紙やホームページ等を通じ、地域の情報やイベント、福祉サービス等についての情報を積極的に発信し、住民との情報共有化を進めます。
- ◆ 広報紙やホームページ等、さまざまな媒体を活用し、情報の効果的な提供に努めます。
- ◆ 高齢者や障がい者、子育て世代等を対象としたガイドブックやパンフレットを作成する際は、みやすさや内容を考慮し、効果的に得られる工夫を行います。
- ◆ 関係機関と連携し、地域の活動状況や地域福祉に関する情報を発信し、地域福祉に対する理解・意識の啓発につなげていきます。

### (3) 環境づくりの推進

#### 現状・課題

高齢者や障がい者、子どもをはじめとする誰もが、住み慣れた地域の公共施設、民間施設、道路交通機関等を安心して利用することができるよう、バリアフリー化等、ユニバーサルデザインの視点での生活環境の整備が必要で、住民すべてが安全に活動できる環境を確保することが大切です。

まちづくりアンケート調査結果では、バリアフリー化への満足度は14.1%と福祉項目7項目中で最も低く、重要度については65.2%の方が重要としています。

#### 今後の方向性

高齢者や障がい者、子どもをはじめとする住民すべてが安全に外出できるよう、道路や歩道、公共施設、交通機関等、関係機関と連携し、生活環境のバリアフリー化を推進します。

また、高齢者や障がい者が、慣れ親しんだ住宅に住み続けられるよう、手すりの取り付けや段差解消等、身体状況に応じた住宅改修のための一部助成や助成制度の普及啓発を図ります。



## 今後の取り組み

## 住民が取り組みます

- ◆ 困っている人をみかけた時は、声をかけ手助けします。
- ◆ 施設や道路で、危険や不便さを感じたら行政に相談します。
- ◆ 高齢者や障がい者、乳幼児連れの保護者等の気持ちにたって考えます。
- ◆ 自分の住宅について高齢者や障がい者になった時のことを意識します。
- ◆ 行政や地域が開催するバリアフリーの学習の場に積極的に参加します。
- ◆ 住宅改修の助成等を適切に活用します。
- ◆ 通行の妨げとなる駐車や駐輪はしません。

## 地域（民間団体および事業者）が取り組みます

- ◆ 住民や地域において、バリアフリーへの要望把握に努めます。
- ◆ 施設や道路で、危険や不便さを感じたら行政に相談します。
- ◆ 施設において駐車場・駐輪場の整備を進めます。
- ◆ 施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインを取り入れた整備に努めます。
- ◇ 学校や地域での福祉教育を通じて、バリアフリーやユニバーサルデザインに対する考え方や取り組みの啓発を行います。
- ◇ 地域の施設や道路における危険な箇所等の情報共有や行政への情報提供を行います。

## 行政が取り組みます

- ◆ 「バリアフリー法」や「宮城県だれもが住みよいまちづくり条例」の整備基準に基づき、ユニバーサルデザインに配慮した公共施設や道路・歩道のバリアフリー化を推進します。
- ◆ 高齢者や障がい者が住宅改修制度を適切に利用できるよう、制度の周知を図ります。
- ◆ 放置自転車や違法駐車による通行障がいをなくすため、住民のモラル向上に努めます。
- ◆ 駅や施設等のバリアフリー化について事業所等へ促します。

## (4) 地域づくりの推進

### 現状・課題

多様化・複合化した問題をかかえる方への支援や「制度の狭間」の問題等、既存の制度では解決が困難なケースにも対応するためには、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等の分野ごとではなく、関係機関のすべてが連携し、地域の生活課題を把握・解決ができる包括的な体制づくりを推進していかなければなりません。

また、分野ごとのさまざまな支援制度がきめ細やかに提供されているものの、利用者にとっては複雑でわかりにくい場合もあり、必要な時に円滑に支援を提供できる体制を構築していくことも必要です。

### 今後の方向性

さまざまな課題をかかえる方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、福祉、保健、医療も含めた庁内の関係課との横断的な連携を行い、全庁内的な体制の整備を図るとともに、防犯・防災、交通、多文化共生等の福祉分野以外との分野を超えた連携体制を推進し、包括的な支援体制づくりに取り組みます。

また、住民、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の地域住民と行政機関がともに地域の生活課題の把握・解決を目指し、地域を拠点とする体制づくりに取り組みます。

## 今後の取り組み

## 住民が取り組みます

- ◆ 住民主体の健康づくりや地域交流サロン等へ参加します。
- ◆ 地域の生活課題について話し合う場に参加します。
- ◆ 地域包括支援センターの役割を理解し、効果的に活用します。
- ◆ 公民館や社会福祉協議会、まちづくり推進センター「ゆる、ぷら」等、地域福祉の拠点として積極的に活用します。

## 地域（民間団体および事業者）が取り組みます

- ◆ 関係機関や活動団体との意見交換、話し合いの場に積極的に参加します。
- ◆ 関係機関との連携を強化し、情報共有やきめ細かな支援活動につなげます。
- ◆ 地域の資源であることを認識し、活動団体や行政等と連携しながら地域との関わりを深めます。
- ◇ 地域の生活課題について話し合う場の設定や参加への働きかけを行います。
- ◇ 住民主体サービスとしての活動を行います。
- ◇ 活動団体や事業所、行政等と情報交換や連携を進め、地域課題を把握し課題の解決に努めます。

## 行政が取り組みます

- ◆ 住民主体のサービス等の創設を支援します。
- ◆ 生活支援コーディネーターや協議体の配置により、地域における生活課題の解決や円滑に適切なサービスや地域の通いの場や生活支援サービスにつなげます。
- ◆ 課題をかかえる方への包括的な支援が必要なため、保健、医療、介護、教育、就労等の庁内部局との横断的な連携を図り、全庁的な支援体制を整備します。
- ◆ 事業の効果・効率性や住民の生活の質の向上を高めるため、介護や子ども、障がい等の複数事業の一体的な実施を検討します。
- ◆ 福祉関係機関のほか、地域づくりに関わるあらゆる機関・関係団体と連携し、複合的な問題対応や就労支援、活躍の場の確保等を行い、地域の活性化を推進します。



## 第5章 計画の推進にあたって



## 第5章 計画の推進にあたって

### 1 多様な協働による計画の推進

地域福祉を推進するためには、行政や事業者が提供するものだけでは不十分で、住民一人ひとりが地域の主役となり、互いに助け合い、協力し合い、地域が協働で福祉のまちづくりを行うことが不可欠となります。

本計画では、住民一人ひとりの取り組み（自助・互助）、地域社会が協働で行う取り組み（共助）、行政の取り組み（公助）の3つの基本的役割を定めます。

#### （1）住民の役割（自助・互助）

住民は、一人ひとりが地域福祉に対して関心を持ち、学び、理解を深めていくことが重要で、そのためには、日頃からあいさつや声かけ、地域活動への参加等を通じて、顔の見える関係を築き、支え合い・助け合いのこころを育むことが必要です。

また、地域づくりの担い手として地域活動へ積極的な参画に努め、地域づくりの主役としての役割が期待されています。

さらに、ボランティア等の社会貢献活動や各種募金、福祉団体等への寄付等の助け合い活動に対して理解し、可能な範囲で協力することも大切です。

#### （2）地域の役割（共助）

##### 《町内会、自治会、ボランティア団体、NPO等の活動団体》

地域の活動団体は、組織的に地域福祉を支える基盤となっており、今後はさらに、地域での役割は重要となってきます。

地域の活動団体は、住民に対し地域福祉活動への参加を積極的に促進するとともに、活動団体同士で連携し、地域の生活課題を発見・共有・解決していくことが求められ、地域密着型の活動・支援が期待されています。

##### 《民生委員・児童委員》

民生委員・児童委員は、身近な地域における相談相手のほか、引きこもりや社会的孤立者等の支援を必要とする方の早期発見も期待され、社会福祉協議会や行政等と連携した活動が求められます。

##### 《サービス事業者》

サービス事業者については、サービスの質の確保や従事者の資質の向上、サービス内容の情報提供、利用者の生活の質の向上に取り組むことが求められています。

また、専門的な知識や施設等を活かした地域の交流の場や地域福祉の拠点としても期待され、住民や行政と協働で地域福祉活動の活性化に向けた地域参加が求められています。

## (2) 地域の役割（共助）

### 《社会福祉協議会》

社会福祉協議会は、さまざまな地域活動の実施や参加の促進、福祉サービスの提供、ボランティア育成等、地域における福祉の推進の中心的な位置付けを担うとともに、多様な福祉活動組織との関係性を活かし、町民と地域活動団体、町民とサービス事業者、町民と行政等をつなぐコーディネート役のほか、地域における生活課題を把握し、その課題に対応した事業展開を図ることが期待されています。

## (3) 行政の役割（公助）

行政は、町内会、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア・NPO団体、社会福祉協議会等の地域活動団体やサービス事業者等と連携・協働で地域福祉の推進を図るとともに、住民のニーズを十分に把握しながら、福祉施策の総合的な推進を図る役割を担っています。

また、庁内関係者のみならず、医療や介護、保健、就労等の関係機関のほか、福祉以外の分野とのネットワークを強化し、さまざまな分野を横断的につなげ、包括的な地域福祉の推進に努めます。

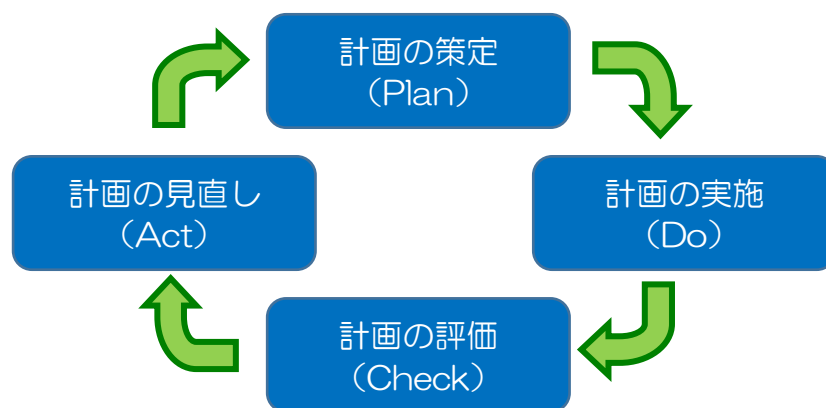


## 2 計画の進行管理と評価

本計画を効果的かつ継続的に推進していくため、関連計画の担当課との連携を図りながら、PDCAの考えに基づき計画全体の進行管理を行い、計画の継続的な見直し・改善を図ります。

本計画の進行管理と評価については、行政や関係団体等により構成する協議の場で必要な事項の評価・見直しを図ります。

【計画におけるPDCAサイクルのプロセス】



## 3 計画の普及・啓発

地域福祉の推進のためには、本計画の目指す地域福祉の方向性や取り組みについて、住民、ボランティア・NPO団体、社会福祉協議会、サービス事業者等の関係するすべての方の共通理解と連携・協働しながら取り組んでいくことが重要で、本計画の十分な普及・啓発を図ることが必要です。

広報紙やホームページをはじめ、講座や公共施設等への設置等、さまざまな媒体や機会を活用し、地域に広く計画の周知を図ります。



## 第6章 成年後見利用促進基本計画



## 第6章 成年後見利用促進基本計画

### 1 計画の位置付け

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第23条に基づき、市町村における成年後見制度の利用促進に関する施策の段階的・計画的な推進に取り組むために策定するもので、国の基本計画で掲げた基本的な考え方にに基づき施策を推進していきます。

#### 【国の基本的な考え方】

- ①ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する）
- ②自己決定権の尊重（意思決定の重視と自発的意思の尊重）
- ③財産管理のみならず、身上保護も重視

具体的な取り組みに関しては、柴田町地域福祉計画で取り組む一事業として、他の事業と一体的に進めます。

### 2 施策の展開

#### （1）権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築

成年後見制度の利用が必要な方を早期に発見し、適切に制度を利用できる支援体制の構築と権利擁護支援の地域連携ネットワークの仕組みづくりを推進します。

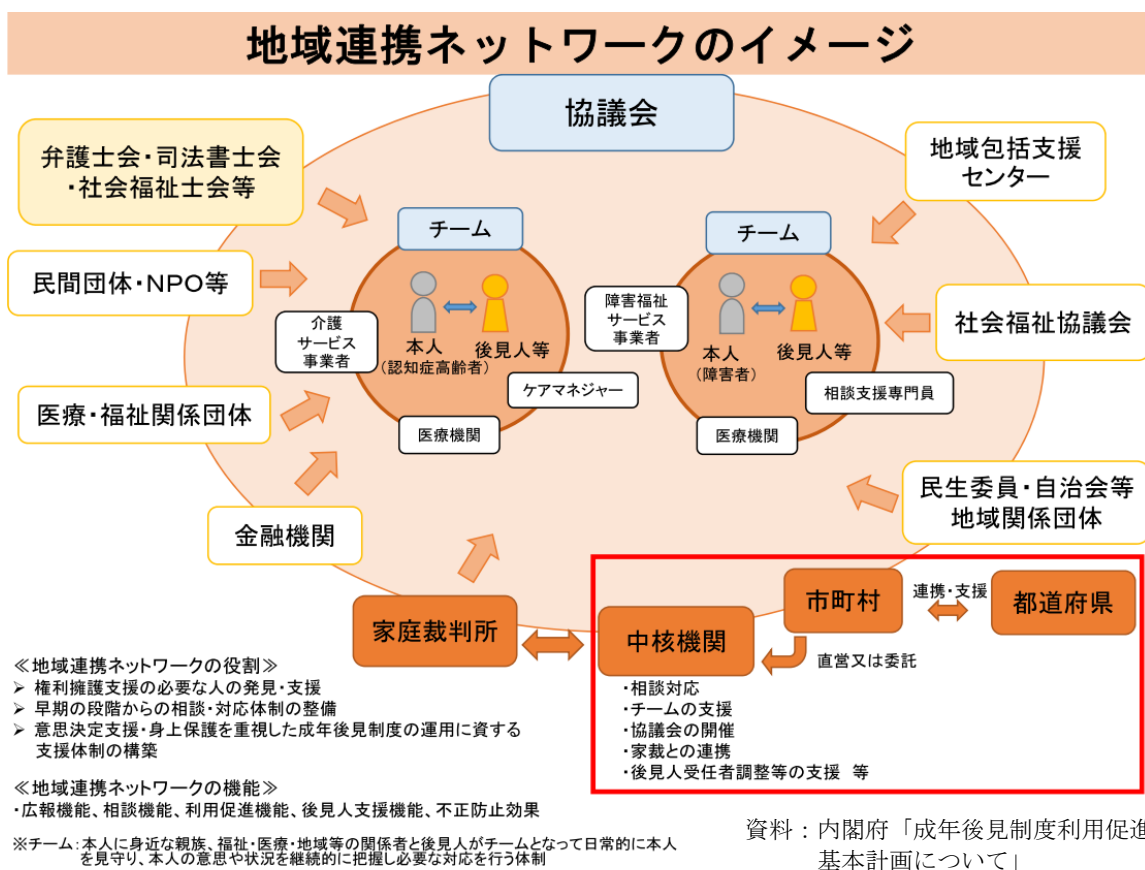
さらに、地域連携ネットワークの基本的仕組みとして、福祉関係者と後見人等の「チーム」で本人を支える体制や福祉・法律の専門職団体が連携し個別のチームを支える「協議会」等の体制の整備について協議します。

#### 【地域連携ネットワークの3つの役割】

- ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- イ) 早期の段階からの相談・対応の整備
- ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した貢献活動を支援する体制の構築

#### （2）中核的な機関の設置

国の基本計画では、各地域における地域連携ネットワークの整備や協議会等の適切な運営を推進するためには、その中核となる機関が必要で、市町村の設置が望ましいとし、地域の状況に応じて柔軟な実施が期待されています。具体的機能については、広報機能、相談機能、利用促進（マッチング）機能、後見人支援機能、不正防止効果を担う機能としています。中核を担うことが適当な機関への委託検討や複数市町村による広域型の設置等、各関係機関と協議の上、ネットワーク体制の構築を目指します。



### (3) 成年後見制度の利用促進と広報体制の整備

判断能力が不十分な方が、適切に制度を活用できるよう、支援につなげることの重要性や制度活用の有効性等について、住民や企業等への周知啓発を図るとともに、利用者にとって分かりやすい仕組みづくりに努めていきます。

また、制度の広報にあたっては、相談支援事業所や福祉サービス事業者等と連携しながらパンフレットの作成・配布を行い、利用促進を図るための研修会の実施を検討する等、制度の周知と利用の促進の強化を効果的に進めます。

さらに、成年後見制度を適切に利用できる環境を整備し、不正防止の徹底と利用のしやすさの調和に努めるとともに、法人後見や市民後見人制度導入や養成についても関係機関と協議し、後見人の担い手育成について検討を進めます。

事業名	内容
成年後見制度 利用支援事業	判断能力が不十分な方のサービス利用契約の締結等が適切に行われるよう、成年後見制度の利用支援や後見人等の報酬経費の一部補助を行います。
相談支援事業・ 権利擁護事業	高齢者や障がい者への総合的・専門的な相談支援、成年後見制度の利用促進やサービス等の情報提供、相談支援事業者への指導、人材育成、各相談機関や関係機関との連携による心身等の実態把握等

# 資料編





# 資料編

## 1 柴田町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、柴田町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の調査研究に関すること。
- (3) その他計画の策定に必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 社会福祉協議会地区支部の代表者
- (3) 関係団体の代表者
- (4) 社会福祉事業を行う者
- (5) 行政関係者
- (6) その他必要と認められた者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から計画作成終了日までとする。

2 欠員によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(報償)

第7条 第3条に定める委員が会議に出席した場合は、報償費を支給する。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成30年5月1日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この告示の施行後、最初に開催する会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

(告示の失効)

3 この告示は、計画の策定が完了した日限り、その効力を失う。

## 2 柴田町地域福祉計画策定委員会委員名簿

(順不同・敬称略)

No.	氏名	所属・役職	要綱 第3条関係
1	◎ 都築 光一	学識経験者 東北福祉大学総合福祉学部福祉行政学科教授	(1)
2	○ 田村 武暢	学識経験者 宮城県社会福祉協議会地域福祉部部长	(1)
3	小林 一夫	柴田町社会福祉協議会地区支部の代表者 社協支部長代表	(2)
4	大槻 千あき	関係団体の代表者 柴田町民生委員児童委員協議会会長	(3)
5	神宮寺 光男	関係団体の代表者 柴田町ボランティア・NPO活動連絡会会長	(3)
6	伊藤 浩子	関係団体の代表者 みやぎ生活協同組合生活文化部福祉・文化活動事務局	(3)
7	安藤 敏明	社会福祉事業を行う者 特別養護老人ホーム常盤園園長	(4)
8	齋藤 勝博	社会福祉事業を行う者 障害者支援施設旭園支援課長	(4)
9	児玉 芳江	社会福祉事業を行う者 NPO法人しばた子育て支援ゆるりん代表理事	(4)
10	加茂 三弥	社会福祉事業を行う者 柴田町社会福祉協議会 主幹	(4)
11	相原 美由紀	社会福祉事業を行う者 柴田町地域包括支援センター管理者	(4)
12	沖館 幸江	行政関係者 柴田町健康推進課 保健師長	(5)
13	國分 英敏	その他 株式会社ドリーム取締役会長	(6)

◎：会長 ○：副会長

### 3 柴田町地域福祉計画策定の経過

開催日時	内容
平成 30 年 8 月 22 日	第 1 回柴田町地域福祉計画策定委員会 (1) 地域福祉計画策定にあたって (2) 柴田町の現況について (3) 計画策定のスケジュール
平成 30 年 11 月 15 日	第 2 回柴田町地域福祉計画策定委員会 (1) 柴田町地域福祉計画骨子案について
平成 31 年 1 月 22 日	第 3 回柴田町地域福祉計画策定委員会 (1) 柴田町地域福祉計画素案（第 4 章 施策の展開）について (2) 柴田町地域福祉計画素案（第 5 章 計画の推進にあたって）について (3) 柴田町地域福祉計画素案（第 6 章 成年後見利用促進基本計画）について
平成 31 年 1 月 24 日～ 2 月 22 日	パブリック・コメントの実施 提出意見件数 0 件 ※ご意見はありませんでした。
平成 31 年 2 月 27 日	第 4 回柴田町地域福祉計画策定委員会 (1) パブリック・コメントの実施結果について (2) 計画書および概要版の確認について

## 4 用語解説

### 《か行》

#### 【健康推進員】

各種健康診査や検診の受診啓発、健康情報を提供する等、住民に対して健康保持および増進を推進する。行政区長と協議して、市町村長が委嘱する。

#### 【権利擁護】

自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な認知症高齢者や障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことをいう。アドボカシー（代弁）ともいう。

### 《さ行》

#### 【社会福祉協議会】

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体で、一般定には、「社協」の略称で呼ばれる場合が多い。市区町村を単位とする市区町村社会福祉協議会、指定都市の区を単位とする地区社会福祉協議会、都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会がある。社会福祉を目的とする事業を経営する者および社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされているおり、さまざまな福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金等、地域の福祉の向上に取り組んでいる。介護保険制度下のサービスを提供している社協もある。

#### 【身体障害者手帳】

身体障害者福祉法に定める身体上の障がいがある人に対して、都道府県知事、指定都市市長または中核市市長が交付し、「身体障害者障害程度等級表」において、障がいの種類別に重度の側から1級から6級の等級が定められている（7級の障がいは、単独では交付対象とはならないが、7級の障がいと重複する場合または7級の障がいと6級以上の障がいと重複する場合は、対象となる）。

#### 【生活困窮者】

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人。

**【生活困窮者自立支援制度】**

全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、官民協働による地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施するもの。なお、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給については、福祉事務所設置自治体が必ず実施しなければならない必須事業として位置付けられている一方、その他の事業については、地域の実情に応じて実施する任意事業とされている。

**【生活福祉資金貸付制度】**

低所得者、障がい者または高齢者に対し、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金不動産担保型生活資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立および生活意欲の助長促進並びに在宅福祉および社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにする制度。

**【生活保護制度】**

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する人に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。

**【精神障害者保健福祉手帳】**

一定の精神障がいの状態にあることを認定して精神障害者保健福祉手帳を交付することにより、各種の支援策を講じやすくし、精神障がい者の社会復帰、自立および社会参加の促進を図ることを目的とて、都道府県知事または指定都市市長が交付し、精神疾患の状態と能力障がいの状態の両面から総合的に判断し、1～3等級に区分される。

**【制度の狭間】**

地域の中で複合的な課題を抱え、公的支援制度の受給要件を満たさない、支援が十分に対応できない状況の人。

**【成年後見制度】**

判断能力が不十分な成年者（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等）を保護・支援するため、代理人等を選任し、財産管理や身上監護（介護、施設への入退所等の生活について配慮すること）についての契約や遺産分割等の法律行為を代理人らが後見する民法上の制度。家庭裁判所が事案に応じて適切な保護者（成年後見人、保佐人、補助人）を選ぶ法定後見制度と、本人が前もって代理人（任意後見人）を選び、自己の判断能力が不十分になった場合の財産管理、身上監護等についての代理権を与える任意後見制度がある。

## 《た行》

## 【第三者評価制度】

事業者の提供するサービスの質を当事者以外の公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価を行うこと。

## 【地域共生社会】

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

## 【地域包括ケア（地域包括ケアシステム）】

高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように支えるために、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービスをはじめとするさまざまな支援（住まい、医療、介護、予防、生活支援）を、継続的かつ包括的に提供する仕組み。

## 【デマンド型乗合タクシー】

目的地に直行する通常のタクシーとは異なり、ワゴン車等で目的地に他の人と乗り合いながら、それぞれの目的地まで送迎するもので、利用は事前の予約が必要。

## 【DV（ドメスティック・バイオレンス）】

配偶者や親密な関係にある者、またはあった者から振るわれる暴力。身体的暴力だけではなく、精神的、性的、経済的暴力等も含まれる。

## 《な行》

## 【日常生活自立支援事業】

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う。

## 【認知症サポーター】

都道府県等が実施主体となる「認知症サポーター養成講座」の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になった人の手助け等を本人の可能な範囲で行うボランティアをいう。受講者には認知症を支援する目印としてオレンジリングが授与される。講座は厚生労働省が2005（平成17）年度より実施している「認知症を知り地域をつくる10か年」の構想の一環である「認知症サポーター100万人キャラバン」によるもの。

### 【ノーマライゼーション】

高齢者や障がい者等の社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の世界であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。

《は行》

### 【バリアフリー】

「障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを取り除く」という意味で、もとは段差等の物理的障壁を取り除くという意味の建築用語。障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁を取り除くという意味でも用いられる。

### 【PDCA（PDCAサイクル）】

業務プロセスの管理手法の一つで、計画（plan）→実行（do）→評価（check）→改善（act）という4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法。

### 【避難行動要支援者】

高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等の自ら避難することが困難で、災害時において特に配慮を要する人のこと。

### 【福祉推進委員】

社会福祉協議会が設置し、地域の福祉活動を推進する人。住民の福祉課題等（福祉ニーズ）の状況の把握や社会福祉協議会の活動への参加・協力を行う。

### 【福祉避難所】

災害発生時に高齢者、障がい者、妊産婦等、特別な配慮を必要とする人（要配慮者）を受け入れる避難所。

### 【ボランティアコーディネーター】

「一人ひとりが社会を構成する重要な一員であることを自覚し、主体的・自発的に社会のさまざまな課題やテーマに取り組む」というボランティア活動を理解してその意義を認め、その活動のプロセスで多様な人や組織が相互に対等な関係でつながり、新たな力を生み出せるように調整することにより、一人ひとりが市民社会づくりに参加することを可能にするというボランティアコーディネーションの役割を、仕事として担っている人材（スタッフ）のこと。



## 《ま行》

## 【民生委員・児童委員】

民生委員法・児童福祉法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。地域住民の生活上のさまざまな相談をうけ、福祉サービスの情報提供や行政・関係機関につなげるなどして、地域課題の解決の手伝いを行う。

## 《や行》

## 【ユニバーサルデザイン】

障がいの有無、年齢等に関わらず、すべての人にとって使いやすい形状や機能が配慮された造形や設計のこと。

## 【要支援・要介護認定者】

要支援認定者は、介護保険法において①要支援状態にある65歳以上の者、②要支援状態にある40歳以上65歳未満の者であって、その要支援状態の原因である身体上または精神上的の障がいが特定疾病によって生じたものであるものと規定されている。予防給付を受けようとする被保険者は、要支援者に該当することおよびその該当する要支援状態区分（要支援1・2）について市区町村の認定（要支援認定）を受けなければならない。

要介護認定者は、介護保険制度において①要介護状態にある65歳以上の者、②要介護状態にある40歳以上64歳以下の者であって、要介護状態の原因である障がい末期のがんなど特定疾病による者をいう。保険給付の要件となるため、その状態が介護認定審査会（二次判定）の審査・判定によって、該当するかどうか客観的に確認される必要がある。

## 【要配慮者】

防災・災害対策の分野で、高齢者、障がい者・乳幼児等、災害時に特別な配慮が必要となる人のこと。

## 《ら行》

## 【療育手帳】

知的障がい児・者への一貫した指導・相談を行うとともに、これらの者に対して各種の援助措置を受けやすくするため、児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して、都道府県知事または指定都市市長が交付し、重度（A）とそれ以外（B）に区分される。



**第 1 期**  
**柴田町地域福祉計画**  
(2019 年度～2023 年度)

2019 年 3 月

編集・発行

柴田町福祉課

〒989-1692

宮城県柴田郡柴田町船岡中央 2 丁目 3 番 45 号

TEL : 0224-55-5010

FAX : 0224-55-4172

Email:welfare@town.shibata.miyagi.jp





第1期

# 柴田町地域福祉計画

